

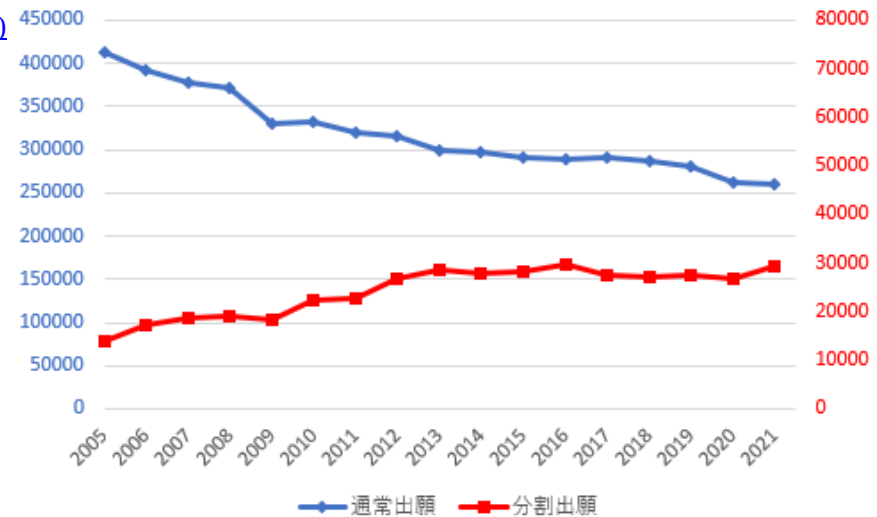
進歩性の全論点(+各論点毎のポイント整理、他の特許要件との関係、諸外国移行を踏まえた出願戦略)

進歩性については、多くの論点があり、裁判例が蓄積している。本論稿においては、筆者が過去に執筆した個別論点の振り返りを含め、進歩性に関する全論点を網羅的に検討し尽くす。進歩性と記載要件はバーター。引用発明の認定と、新規性判断時の明細書の開示はパラレル。^{1 2}

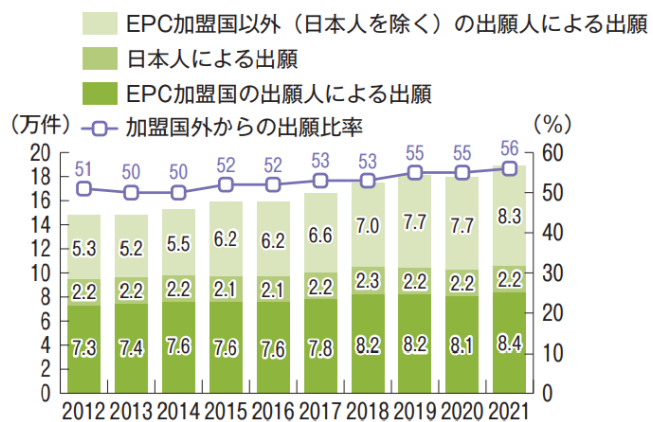
- ★日本の特許出願件数は減少傾向であるが、分割出願は減少していない。[0206_0207.pdf \(jpo.go.jp\)](#)
- ★日本人による米国出願は増加傾向（10万件/年を超えた）。[onepoint_027_2.pdf \(tokyo-kosha.or.jp\)](#)
- ★日本人による欧州出願は安定的（2万件/年強）[honpen0101.pdf \(jpo.go.jp\)](#)
- ★日本人による中国出願は増加傾向（5万件/年弱）[honpen0101.pdf \(jpo.go.jp\)](#)

Patent Applications (出願総数) は utility (RCE 含む), design, plant and reissue patent applications を含む

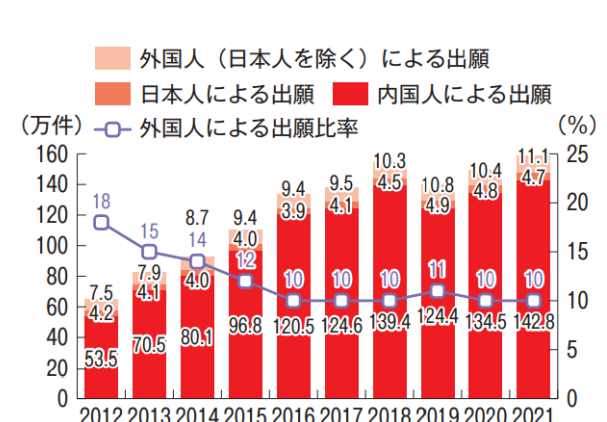
表 1 APPLICATIONS (米国出願数)	Patent Applications, U.S. Origin 米国起源	Patent Applications, Foreign Origin 外国起源 (日本起源)	Patent Applications, All Origin Total 出願総数 (Utility 特許数)	Patent Applications, Foreign Origin Percent Share 外国起源	Design Patent Applications 意匠
2021 年	N/A	N/A	650,654 (593,294)	N/A	54,201
2020 年	302,251	355,031 (104,971)	653,311 (603,764)	54.3%	46,105
2019 年	316,076	350,759 (89,858)	666,843 (619,017)	52.5%	45,571
2018 年	310,416	335,118 (87,872)	647,572 (599,174)	52.0%	46,360
2017 年	316,718	332,522 (89,364)	650,350 (604,298)	51.1%	43,932



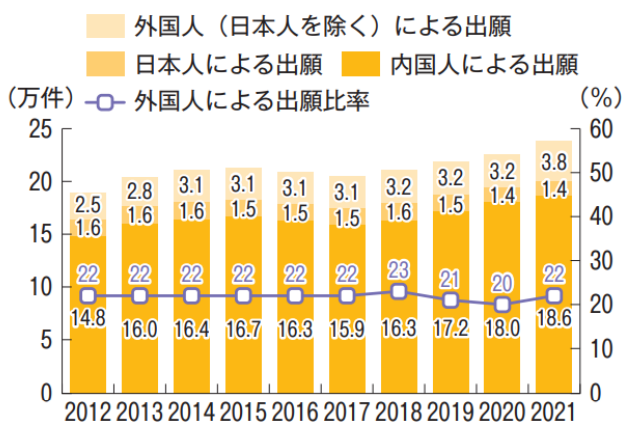
1-1-19図 【EPOにおける特許出願構造】



1-1-20図 【CNIPAにおける特許出願構造】



1-1-21図 【KIPOにおける特許出願構造】



<目次>

1. <1>引用発明の認定

- (1-1) ①「内在特性 (inherent)」 (重要度★) + 米国
- (1-2) ②「引用発明適格性」 (重要度▲) + 米国、欧州
- (1-3) ③「引用発明の上位概念化の限界」 (重要度○) (+ 米国、欧州、中国)
- (1-4) ④「図面の開示」 (重要度▲)
- (1-5) ⑤「選択発明」 関連 (重要度○) + 欧州
- (1-6) ⑥「公然実施発明」 (重要度○)

2. <2>本件 (本願) 発明の認定

- (2-1) ①発明の要旨認定 (一般論) (重要度○)
- (2-2) ②「用途発明 (使用方法を特定する発明を含む)」 (重要度▲) + 米国、欧州、中国
- (2-3) ③「サブコンビネーション発明」 (重要度▲) + 欧州
- (2-4) ④「効果のクレームアップ」 (重要度★) (+ 米国、欧州、中国)

3. <3>相違点の容易想到性判断

- (3-1) ①「引用発明の課題が容易想到性判断に及ぼす影響」 (重要度○)
- (3-2) ②「本件 (本願) 発明と引用発明の課題の相違が容易想到性判断に及ぼす影響」 (重要度★) + 米国、欧州
- (3-3) ③「周知技術の組み合わせ (動機付けの要否)」 (重要度▲)
- (3-4) ④「刊行物公知と公然実施との容易想到性判断の相違」 (重要度○)
- (3-5) ⑤「付加と置換」 (重要度○)
- (3-6) ⑥「obvious to try」 (重要度▲)
- (3-7) ⑦「数値限定発明/パラメータ発明」 (重要度★) + 米国、欧州 (+ ドイツ)、中国
- (3-8) ⑧「容易の容易」 (重要度▲)
- (3-9) ⑨「除くクレーム」 (重要度○) + 米国、欧州、中国
- (3-10) ⑩「退歩発明、後退発明」 (重要度▲)

4. <4>予測できない顕著な効果 (重要度▲)

5. まとめ

1. < 1 > 引用発明の認定

(1-1) ①「内在特性 (inherent)」³ (重要度★)

< 権利者有利 >

クレームアップされた「特性・効果」等が従来技術に内在していても、出願時の当業者が当該特性・効果等を認識し得なかったならば、新規性有り。

●平成 19 年 (行ケ) 第 10378 号【結晶性アジスロマイシン 2 水和物】事件<田中>

*出願当時の当業者に内在的特性(非公知物質)の認識がなかったことから、新規性あり。

(判旨抜粋)「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには、まず、同刊行物に当該物の発明の構成が開示されていることが必要であり、また、発明が技術的思想の創作であること(同法 2 条 1 項参照)にかんがみれば、当該物の発明の構成が開示されていることに止まらず、当該「刊行物」に接した当業者が、特別の思考を経ることなく、容易にその技術的思想を実施し得る程度に、当該発明の技術的思想が開示されていることを要する…。本件において、アジスロマイシンと称される物質自体は公知であったとしても、アジスロマイシン分子一つに対し、水分子二つが分子間力により特定の位置関係を保持し、2 水和物という結晶構造を形成したものが、少なくとも、甲第 2 号証の頒布前に公知でなかったことは、被告はもとより、原告も争うものではないから、甲第 2 号証にアジスロマイシン 2 水和物が記載されているかどうかについての判断を、一般の公知の化学物質と同様に(すなわち、甲第 2 号証自体にアジスロマイシン 2 水和物の製造方法その他の入手方法が記載されていなくとも、当業者が、先行技術文献の記載や技術常識等により、その入手方法を理解し得るものとして)行うことができないことは明らかである。すなわち、アジスロマイシン 2 水和物は、かかる意味で、新規の化学物質として扱うことを要するものである。

●平成 29 年 (行ケ) 第 10041 号【熱間プレス部材】事件<高部>

*認識必要説⇒優先日後の実験無し(クレームアップされた効果も同じ)。

(判旨抜粋)当業者が、本件特許の優先日時点において、引用発明の鋼板表面の皮膜状態の構造が、Ni 拡散領域上に、順に γ 相に相当する金属間化合物層及び ZnO 層を有しており、かつ、 $25^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ の空気飽和した 0.5 M NaCl 水溶液中で示す自然浸漬電位が標準水素電極基準で $-600 \sim -360 \text{ mV}$ であることを引用発明が本来有する特性として把握していたと認めることはできない。…甲 2 の記載は、あくまで、原告が本件各発明を認識した上で本件特許の優先日後に行った実験の結果を示すものであり、本件特許の優先日時点において、当業者が、引用発明の鋼板表面の皮膜状態の構造が上記のとおりであることを認識できたことを裏付けるものとはいえない。

< 権利者不利 >

出願時の当業者が当該「特性」を確認したであろう事情がある場合、引用例に手掛かりがある場合は、新規性無し。

●平成 23 年 (行ケ) 第 10340 号【…ビスホスホン酸の特定の塩】事件<飯村>

*出願日当時の当業者が内在的特性(非公知物質)を確認したであろうことを前提に、追試結果が認められた。

(判旨抜粋)…フリー体の製剤化に際して、そのモノナトリウム塩を用いることは当業者にとって容易想到であったと認められる。そして、以下のとおり、フリー体のモノナトリウム塩を製造するに際して、普通に採用される条件で生成した結晶は、フリー体のモノナトリウム塩トリハイドレートとなると認められるから、引用発明(フリー体)に接した当業者は、フリー体のモノナトリウム塩トリハイドレートを容易に想到するといえる。…結晶が含む水和水(結晶水)の数が異なると、薬剤の溶解特性が異なり、当該有効成分の生体への吸収特性が異なることは周知の事項であり…、甲 5 には、フリー体の 1 水和物(モノハイドレート)が得られたと解される記載がある…。これらからすると、当業者は、フリー体の製剤化に際して、フリー体のモノナトリウム塩を用いることを検討し…、かつ、フリー体のモノナトリウム塩に何らかの水和水が存在するか、存在する場合、その吸収特性を含めその特性はどのようなものかを調査しようとするのは当然である。

クレームアップされた「構成・構造」については、追試で確認されると新規性無しとなった裁判例が2件ある。（「広義の刊行物記載発明」）

●平成26年（ワ）第688号【ピタバスタチンカルシウム塩の結晶】事件＜東海林＞

*引用文献記載の物質を同定する追試により、進歩性を否定した事例。

(判旨抜粋) 乙6追試…が、本件結晶特許の出願時の技術常識に従ったものであれば、本件結晶発明1は乙3公報に記載されているに等しいといえることができる。…乙6追試では、…乙3公報の段落【0136】に明確な記載がされていない温度及び圧力条件は、第16改正日本薬局方通則に則って実施された…。

●平成26年（ネ）第10018号【誘導体磁気及びこれを用いた誘導体共振器】事件＜設楽＞

*引用文献記載の物質の結晶構造を同定する追試により、新規性を否定した事例。

(判旨抜粋) 本件訂正発明や乙1発明のような複数の成分を含む組成物発明の分野においては、乙1発明のように、本件訂正発明を特定する構成の相当部分が乙1公報に記載され、その発明を特定する一部の構成（結晶構造等の属性）が明示的には記載されておらず、また、当業者の技術常識を参酌しても、その特定の構成（結晶構造等の属性）まで明らかではない場合においても、当業者が乙1公報記載の実施例を再現実験して当該物質を作成すれば、その特定の構成を確認し得るときには、当該物質のその特定の構成については、当業者は、いつでもこの刊行物記載の実施例と、その再現実験により容易にこれを知り得るのであるから、このような場合は、刊行物の記載と、当該実施例の再現実験により確認される当該属性も含めて、同号の「刊行物に記載された発明」と評価し得るものと解される（以下、これを「広義の刊行物記載発明」ともいう。）。…

（関連）他の相違点が埋まれば自ずと備える「特性」は、実質的な相違点でない。

●平成30年（行ケ）第10065号【安定な炭酸水素イオン含有薬液】事件＜大鷹＞

*他の相違点が埋まれば自ずと備える特性は実質的な相違点でない。⇒外部証拠ではなく、本件明細書から導いた。

(判旨抜粋) 本件訂正発明1の「少なくとも27時間にわたって不溶性微粒子や沈殿の形成が実質的に抑制される」という構成は、引用発明2において、相違点…に係る本件訂正発明1の構成とした場合に、自ずと備えるものといえる。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度★)

追試が認められ難いうえに、優先日当時の当業者の認識が問題とされるため、新規性・進歩性が認められやすい。
発明の詳細な説明に記載されている以上、記載要件(サポート要件、実施可能要件、明確性要件)違反は無い。

⇒「内在特性」のクレームアップは、有効!!

⇒新規に見出した「内在特性」は、補正・分割候補!!

★米国(MPEP2114)～「先行文献に機能に関する開示がなかったとしても、それによって新規性は主張できない。それは、先行文献の中には内在的に問題となる構造が開示されているからである(In re Schreiber(Fed. Cir. 1997))。』

(1-2) ②「引用発明適格性」⁴ (重要度▲)

《権利者有利》

一行記載に過ぎず、引用「発明」と認められない類型がある。～「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには、…刊行物に接した当事者が、特別の思考を経ることなく、容易にその技術的思想を実施し得る程度に、当該発明の技術的思想が開示されていることを要する。**単独で用いられる必要があるとした裁判例あり。**

●平成19年(行ケ)第10120号【結晶性アジスロマイシン2水和物】事件<田中>

*一行記載について、引用発明の適格性が否定された事例。

(判旨抜粋)「刊行物」に「物の発明」が記載されているというためには、…刊行物に接した当事者が、特別の思考を経ることなく、容易にその技術的思想を実施し得る程度に、当該発明の技術的思想が開示されていることを要するものというべきである。そして、当該物が、例えば新規の化学物質である場合には、新規の化学物質は、一般に製造方法その他の入手方法を見出すことが困難であることが少なくないから、刊行物にその技術的思想が開示されているというために、製造方法を理解し得る程度の記載があることを要することもある…。

●平成29年(行ケ)第10117号【マイコプラズマ・ニューモニエ検出用イムノクロマトグラフィー試験デバイスおよびキット】事件<鶴岡>

*引用文献に製造可能な程度に記載がなく、29-1(3)「記載された発明」に該当しない。

=平成3年(行ケ)第8号【光学活性置換ベンジンアルコール】事件

=平成19年(ワ)第26761号【アカルボース】事件

(判旨抜粋)刊行物に物の発明が記載されているといえるためには、刊行物の記載及び本件特許の出願時(以下「本件出願時」という。)の技術常識に基づいて、当事者がその物を作れることが必要である。

●令和2年(行ケ)第10106号【読取装置】事件<森>

*引用発明適格否定(「甲1発明2」)～単独で用いられることが想定されないと引用発明適格無し

(判旨抜粋)甲1発明の「読取り／書込みモジュール200」は、「防壁」が存在しない状態で単独に用いられること、すなわち、「読取り／書込みモジュール200」だけで電波の漏えい又は干渉を防止することは想定されていないものと認められるところ、外部への電波の漏えい又は干渉を防止する機能は、本件発明と対比されるべき「読取装置」には欠かせないものであるから、甲1発明の「読取り／書込みモジュール200」が単体で、本件発明と対比されるべき「読取装置」であると認めることはできない。

《権利者不利》

引用「発明」適格のために、特許要件(発明完成、実施可能要件、サポート要件等)までは不要。

●平成12年(行ケ)第315号【磁気ディスプレイシステム】事件

*引用発明が未完成又は実施不能でも、引用発明適格性OKの事例。

(判旨抜粋)刊行物1記載の発明が、何らかの理由により、実施不能又は発明未完成であったとしても、刊行物1から「…」との技術的思想を認識し、これと他の発明を組み合わせて不可能となるものではない。したがって、刊行物1記載の発明が、原告ら主張の理由により、実施不能又は発明未完成であるとしても、刊行物1記載の発明に基づいて、いかなる発明も想到できない、などというものではない…。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度▲)

日本では、引用例適格(29の2の先願発明を含む)を否定した裁判例は極めて少ないので、過度の期待は禁物!!

★2021.04 CAFC(Raytheon Technologies v. GE)～優先日時点で自己実施可能(self-enabling)でない引用文献に基づいて本件発明を自明(obviousness)と判断できない。他方、実施不可能な引用文献の技術が、他の実施可能な先行技術を改善する動機付けの根拠となり、発明が自明であるというロジックは OK。
⇒この点を判断していない USPTO の判断を reverse した。(引用文献は、NASA の技術メモ～想像上のエンジン)

★欧州審査ガイドライン(GL G-VII 5)～課題解決アプローチ(Problem-and-Solution Approach)⇒「closest prior art(CPA)」の特定

(1-3) ③「引用発明の上位概念化の限界」(重要度◎)

《権利者有利》

引用発明の認定においては、引用発明に含まれるひとまとまりの構成及び技術的思想を抽出することができる。

●令和元年(行ケ)第10102号【立坑構築機】事件<高部>

*上位概念化の限界(副引用発明の構成の一部を独立して抽出できない事例)

(判旨抜粋)引用例3から前記第3の2〔原告らの主張〕(1)のとおり発明を認定することは、旋回座軸受の一部のみに着目することになるが、これだけでは旋回座軸受が一体として機能することがないから、引用例3から原告らの主張するように発明を認定することは相当でない。

=●令和2年(行ケ)第10066号【2軸ヒンジ】事件<森>、●平成31年(行ケ)第10041号【創傷被覆材】事件<菅野>

《権利者不利》

同上(引用発明の認定においては、引用発明に含まれるひとまとまりの構成及び技術的思想を抽出することができる。)

●平成18年(行ケ)第10499号【無線式ドアロック制御装置】事件<篠原>

*上位概念化の限界(引用発明の構成の一部を独立して抽出できた事例。)

*引用例に複数の技術が記載されている。⇒上位概念を抽出できた

(判旨抜粋)引用例2には、1つの技術のみが記載されているというものではなく、…種々の発明が記載されているところ、その中から、引用発明2Aという公知技術を把握することもできれば、付随事項①及び②を含めた公知技術を把握することもできる。そして、前者は、後者の上位概念に当たることが明らかであるが、公知技術との対比における進歩性の認定判断においては、本件発明に最も近い技術を選択するのが常道である。…スイッチが露出して設けられている場合、意図しない接触等により、スイッチの誤操作が生じ得ることは、経験則上明らかな事項であり、露出して設けられているスイッチによって施錠したり解錠したりする構造のものにおいては、スイッチの無意識的な誤操作によりロックが解除されるという事態が起こり得るという技術常識は、当業者が当然に気が付くものであり、かつ、その問題意識を持っているべきものである。したがって、引用例2に接した当業者が、引用発明2Aに着目し、これを選択することは、ごく容易なことというべきである。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度◎)

引用発明の認定(一致点・相違点の認定)の誤りで、最も多く認められるロジック。

⇒引用発明の認定において、引用発明の実施例の構成・ステップのうち捨象されている構成・ステップに着目すべし!!

⇒補正・訂正・分割時の新規事項追加の問題で、本件明細書中の図面の開示という論点でも同じ!!

(★米国 MPEP、★欧州審査ガイドライン、★中国審査指南+人民最高法院の司法解釈、～新規事項追加における「実施例等の中間一般化」の論点参照。)

(1-4) ④「図面の開示」⁵ (重要度▲)

《権利者有利》

引用文献中の図面から、「引用発明の課題」と無関係の構成(形状、数値等)は読み取れない(開示が否定される)傾向にある。 ※引用文献中の図面から、読み取れなかった構成⇒大小関係、位置関係、寸法(2件)、形状(3件)。

●平成27年(行ケ)第10037号【斜板式コンプレッサ】事件<清水>

*引用例中の図面から構成(形状)を読み取れないとした事例⇒引用発明の課題と無関係の構成は読み取れない傾向にある。

(判旨抜粋)甲1は公開特許公報であるから、甲1に掲載された図は、いずれも特許出願の願書に添付された図面に描かれたものであるところ、特許出願の願書に添付される図面は、明細書を補完し、特許を受けようとする発明に係る技術内容を当業者に理解させるための説明図であるから、当該発明の技術内容を理解するために必要な程度の正確さを備えていれば足り、設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らない。…シュー10に筒状部が存在するか否かといった、甲1発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで認識すべきものではない。

●平成28年(行ケ)第10246号【レーザービームを形成するための装置】事件<鶴岡>

*引用例中の図面から構成(形状)を読み取れないとした事例(出願人が引用発明の認定を争った事例)⇒引用発明の課題と無関係の構成は読み取れない傾向にある。

(判旨抜粋)…引用発明の課題、解決手段及び作用効果に直接関係のない技術的事項まで正確に表現されていると解するのは相当でない。

《権利者不利》

引用文献中の図面から、読み取れた構成⇒大小関係(当該判決中でも、「寸法」は読み取れなかった)、位置関係(4件)、配列/方向、形状、存在

●平成22年(行ケ)第10381号【…エレベータのトラクションシープ】事件<中野>

*引用例中の図面から構成(大小関係)を読み取れた事例(図面から「寸法」は読み取れなかった)。

(判旨抜粋)特許出願に係る図面も、技術文献の図面である以上、概略的かつ定性的な事項については大きな誤りはなく記載されているというべきであって、単なる大小関係等については十分に読み取ることができる…。

●平成23年(行ケ)第10099号【…印刷機】事件<塩月>

*引用例中の図面から構成(配列/方向)を読み取れた事例。

(判旨抜粋) 甲 3 の図 2 は…記録媒体 2 の搬送方向 X に直交する方向とは、記録媒体 2 の幅方向であることを認めることができる。また、甲 3 の図 5 は、画像記録装置の主制御部分を表すブロック図であるところ、同図から、制御装置は制御部 3 0 及び画像記録ユニット 5 0 を備えることを認めることができる。

●平成25年(行ケ)第10155号【車椅子】事件<清水>

*引用例中の図面から構成(存在)を読み取れた事例。

(判旨抜粋) 引用例の図面は…かなり写実的なものであり、形状、寸法、配置等に正確性を欠く模式図のような類のものとはいえず、当業者が上記認定のとおり理解することの妨げになるようなものではない。しかも、引用例における文言上の記載とも矛盾するものではない…。

●令和元年(行ケ)第10130号【非磁性材粒子分散型強磁性材スパッタリングターゲット】事件<鶴岡>二次判決

*引用例中の図面から構成(存在)を読み取れた事例。

(判旨抜粋) 甲 6 の図 1 は、図中に示されたスケールが $40.0\mu\text{m}$ であり、粒子の大きさについて $1\mu\text{m}$ の差異までも正確に認識し得るほどに鮮明であるとは必ずしもいえないものであるが、スケールとの対比により、粒子の大きさがある程度の範囲にあるかどうかを判断することは可能である…。

●平成26年(行ケ)第10274号【ラジラスエンドミル】事件<設楽>

*引用例中の図面と、明細書の記載を併せて構成(形状)を読み取れた事例。

(判旨抜粋) 刊行物 1 には、ギャシュ底面 5' が、「一つの曲面」で形成され、具体的には、適当な中心 O 1 を中心とし半径 r を有する「円弧面」により形成される旨の記載があるのであるから、引用発明においては、第 4 図及び第 6 図において円弧として示されているギャシュの底面領域部分だけではなく、ギャシュの底面全域の形状が、同じ円弧面(滑らかに連続する一つの凸曲面)によって形成されていることを刊行物 1 の記載から認定することができる。

●平成27年(行ケ)第10094号【ロータリ作業機のシールドカバー】事件<高部>

*引用文献中の図面から構成(位置関係)を読み取れた事例。

(判旨抜粋) …【図 3】によれば、弾性部材 2 3 の延設された前端部 2 3 a は、低摩擦係数の部材 1 4 の後端部 1 4 a と重ね合わされていること、すなわち、低摩擦係数の部材 1 4 のメインカバー 1 2 への固定位置において低摩擦係数の部材 1 4 と重ね合わされていることを理解することができる。また、弾性部材 2 3 は、それが取り付けられる複数の座 2 4 のうち、最も前方側にあるものよりさらに前方側では自由な状態であることを理解することができる。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度▲)

引用文献中の図面から読み取れる発明は、せいぜい、「大小関係」、「位置関係」、「配列/方向」、「形状」、「存在」

⇒「寸法」が読み取れた裁判例は無し!!

⇒引用発明の課題に関連する要素は、特に注意して正確に描かれている傾向にあるから、読み取れやすい。

⇒補正・訂正・分割時の新規事項追加の問題で、本件明細書中の図面の開示という論点でも同じ!!

(★米国 MPEP、★欧州審査ガイドライン、★中国、～各国とも、引用例の図面で新規性・本件明細書の図面で新規事項追加、何れも厳しい傾向。)

(1-5) ⑤「選択発明」関連 (重要度○)

《権利者有利》

引用発明中に選択肢が多数ある場合、その一つを引用発明とすることはできない。(選択の容易想到性が問題となる。)

●知財高裁(大合議)平成28年(行ケ)第10182号【ピリミジン誘導体】事件

*副引例も「発明」(=具体的な技術的思想)である必要がある。⇒「事項」では足りない(はず?)。

*選択発明の新規性・進歩性判断に通ずる。

*サポート要件判断と進歩性判断の課題がダブルスタンダードではないとした。

(判旨抜粋)「刊行物に記載された発明」については、当業者が、出願時の技術水準に基づいて本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する基礎となるべきものであるから、当該刊行物の記載から抽出し得る具体的な技術的思想でなければならない。…この理は、本願発明と主引用発明との間の相違点に対応する他の同条1項3号所定の「刊行物に記載された発明」(以下「副引用発明」という。)があり、主引用発明に副引用発明を適用することにより本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する場合において、刊行物から副引用発明を認定するときも、同様である。…甲2に記載された「殊に好ましい化合物」におけるR3の選択肢は、極めて多数であり、その数が、少なくとも2000万通り以上ある…。

選択項目が複数あるときは、それらを同時に選択することの容易想到性が問題となる。

●平成28年(行ケ)第10037号【重合性化合物含有液晶組成物】事件<鶴岡>一次判決

*選択発明の新規性～各選択要素を個別に検討した審決の判断手法を否定した。

⇒平成30年(行ケ)第10157号<鶴岡>二次判決は、結局、顕著な特有の効果なしで特許性無し。

(判旨抜粋)本件審決は、…前記①の選択と、同②及び③の選択と、同④の選択とをそれぞれ別個に検討しているのみであり、これらの選択を併せて行った際に奏される効果等について何ら検討していない。このような個別的な検討を行うのみでは、本件発明1の技術的意義を正しく検討したとはいえない…。

《権利者不利》

顕著な効果がないことを理由に選択発明の進歩性を否定した事例が近時1件ある。(近年珍しい。ピリミジン大合議判決と不整合?)

●平成30年(行ケ)第10157号【重合性化合物含有液晶組成物】事件<鶴岡>二次判決

*選択発明⇒「顕著な特有の効果」なしで特許性無し(近時珍しい)。

(判旨抜粋)特許に係る発明が、先行の公知文献に記載された発明にその下位概念として包含されるときは、当該発明は、先行の公知となった文献に具体的に開示されておらず、かつ、先行の公知文献に記載された発明と比較して顕著な特有の効果、すなわち先行の公知文献に記載された発明によって奏される効果とは異質の効果、又は同質の効果であるが際立って優れた効果を奏する場合を除き、特許性を有しない…。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度○)

(パラメータ発明と同様に、)選択の容易想到性が問題とされ、顕著・異質な効果の有無で進歩性は否定されていない。

★欧州審査ガイドライン～2以上のリストからでない新規性×(GL G-VI.8)。一部重複する場合の進歩性判断は、当該技術の熟練者が、根底となる技術的課題を解決しようと望んで、又は何らかの改良若しくは利点を期待して、一部重複する範囲を選択又は選別したであろうか否かを考慮する。(GL G-VII 12)

(1-6) ⑥「公然実施発明」⁶ (重要度○)

《権利者有利》

「公然」～(秘密保持義務以外では、) 当業者が利用可能な分析技術を用いて分析可能であったか否かで決まる。

●東京地裁平成15年(ワ)第19324号【分岐鎖アミノ酸含有医薬用顆粒製剤とその製造方法(ブラニユート顆粒)】事件<三村>

*当業者が利用可能な分析技術を用いて発明の実施品(市販品)を分析することにより、特許請求の範囲に記載されている物に該当するかどうかの判断が極めて困難であった。⇒「公然実施」でない。⇒新規性・進歩性有り

(判旨抜粋)特許法が、同法29条1項…2号の「公然実施」については、不特定多数の者の前で実施をしたことにより当該発明の内容を知り得る状況となったことを要するものであり、単に当該発明の実施品が存在したというだけでは、特許取得の妨げとはならないと解するのが相当である。この場合において、当該発明が物の発明である場合にあっては、当該発明の実施品が、当業者にとって当該実施品を完全に再現可能なほどに分析することが可能な状態にあることまでは必要でないが、当業者が利用可能な分析技術を用いて当該発明の実施品を分析することにより、特許請求の範囲に記載されている物に該当するかどうかの判断が可能な状態にあることを要する…。市販されている被告製剤からこれに含有される分岐鎖アミノ酸粒子の粒度を解析し、被告製剤が本件第1特許発明請求項3の構成を備えたものであり、同請求項1の方法により製造されたことを知ることは、当業者が通常に利用可能な分析技術によっては極めて困難…。

《権利者不利》

「公然」～(秘密保持義務以外では、) 当業者が利用可能な分析技術を用いて分析可能であったか否かで決まる。

●平成27年(行ケ)第10069号【棒状ライト】事件<設楽>

*通常の方法で分解、分析すれば知ることができる場合も「公然実施」となる。

(判旨抜粋)外部からはわからなくても、当業者がその商品を通常の方法で分解、分析することによって知ることができる場合も公然実施となる。

公然実施「発明」～先使用発明と異なり(※平成29年(ネ)第10090号「医薬事件」参照)、意図・認識までは不要。反復可能性は必要。

●東京地裁平成24年(ワ)第11800号【ポリイミドフィルム】事件<高野>

*公然実施「発明」が完成したといえるために反復可能性が必要。

⇒同事案においては反復可能性有り。

⇒本件発明の数値を目標としていた必要なし!!

*黙示の秘密保持義務を否定した。

(判旨抜粋)特許法2条1項の「発明」は、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいうから、当業者が創作された技術内容を反復実施することにより同一の結果を得られること、すなわち、反復可能性のあることが必要である(最高裁平成10年(行ツ)第19号…)。被告は、…先行発明の技術的範囲に属する28本の先行製品を製造したのであって、先行発明には反復可能性があるから、被告が…先行発明を完成させていたことは明らかである。

●平成29年(ワ)第17791号【マグネット歯車】事件<佐藤>

*間隙が生じることは不可避であった。⇒公然実施成立

●東京地裁平成 23 年（ワ）第 21311 号【印刷物の品質管理装置（オフセット輪転機版胴）】事件＜大須賀＞

*納入後 20 年経過後の測定結果で公然実施の無効理由成立

★控訴審平成 25 年（ネ）第 10051 号において、訂正の再抗弁。⇒新規性・進歩性あり

組成等の経時変化が生じない蓋然性が高い場合には、出願日（優先日）後の実施品に基づく公然実施の主張が認められた裁判例も 2 件ある。

●東京高裁平成 9 年（行ケ）第 141 号【食品保存剤】事件

*基本データを探っておくと将来使える!! ⇒公然実施成立

(判旨抜粋)基本物性及び食品保存効果について一貫して同じデータが示されている以上、同じ基本物性及び食品保存効果であっても組成が相違することがあり得ると認めるに足りる特別の事情がない限り、「アンチモールド 1 0 2」は、本件発明の特許出願日前から出願後である平成 4 年ころまで、その組成が変わっていなかったものと認定すべきである。

●平成 30 年（行ケ）第 10076 号【豆乳発酵飲料】事件＜高部＞

*無効審判時と異なる一致点/相違点を主張 OK。⇒無効審判時の相違点 4 個を 1 個にまとめて主張した!!

*出願日後に製造された物の追試で進歩性無し

(判旨抜粋)審判において審理判断された公知事実に関する限り、審判の対象とされた発明との一致点・相違点について審決と異なる主張をすることは、それだけで直ちに審判で審理判断された公知事実との対比の枠を超えるということとはできない…。…測定対象となった製品はいずれも本件特許出願日後に製造されたものと見られるところ、消費者の嗜好が変動し得ることを考慮しても、平成 2 5 年 3 月の本件特許出願後の 2 年ないし 3 年の間に、この点につき有意な粘度条件の変動があったとは考え難く、また、これをうかがわせる具体的な事情もない。…下限値である 5. 4 m P a ・ s も、本件各発明の課題であるタンパク質等の凝集の抑制と何らの関係も有しない…。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度○)

NDAのない第三者に渡っても、ブラックボックスであれば公知とならず、新規性を喪失しない!!

公然性に争いがあると証人尋問で決着する。

⇒裁判所の判断に適している。敢えて、無効審判を提起せず、無効の抗弁だけにする戦略もある。

2. 《2》本件（本願）発明の認定

(2-1)「①発明の要旨認定（一般論）」⁷ (重要度◎)

《権利者有利》《権利者不利》

現在では、「特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができない」場合でなくても（昭和 62 年（行ツ）第 3 号「リパーゼ」最高裁判決）、明細書を参酌する裁判例が大多数である。

●平成 21 年（行ケ）第 10403 号【洗濯機の脱水槽】事件＜飯村＞

*クレームの文言の一般的な意味が明確でも、技術的意義は不明確とした。

(判旨抜粋)…「隙間」ということば自体の一般的な意味は、辞書に記載されているとおり明確であるといえる。

しかし、本件発明 1 を記載した請求項 1 においては、「フィルタ部材が上下の全長で前記胴部の接合部を内側より覆い、その上下の全長より充分に小さな寸法の隙間を前記バランスリング又は底板との間に余す」として、「隙間」について、フィルタ部材との関係で相対的に大きさを示し、バランスリング、底板及びフィルタ部材との関係で位置を示しているから、本件発明 1 における「隙間」の技術的意義は、特許請求の範囲の記載のみでは一義的に理解することはできず、明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌しなければ、その技術的意義を明確に理解することはできない。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度◎)

PBP最判もあり、充足論と無効論とのクレーム解釈一元論が確立している。(アメリカの侵害訴訟も同じ。)

⇒充足論の特許法70条2項と同じく、無効論でも、発明の詳細な説明及び図面を考慮する。

(近時は、リパーゼ最判は引用されず、「一義的に明確に理解することができない」という枕詞もない判決文が多数。)

(2-2) ②「用途発明（使用方法を特定する発明を含む）」⁸ (重要度▲)

《権利者有利》

物の発明における「使用方法」の特定も、（用途発明の一場合として、）発明特定事項となる。

●平成 27 年(行ケ)第 10129 号【パーティクル濃度測定装置】事件＜清水＞

*用途発明の新規性判断

*物の発明において、使用態様が発明特定事項として認められ、引用例と相違すると判断された。

(判旨抜粋)引用発明の枠体の開口部 4 2 の開口面を通過する気流の方向は、あらかじめ特定されないのに対し、本願補正発明の開口内部を通過する気体の流れの方向は、開口面に直交する方向に限定されている。…引用発明においては、当然ながら、開口部 4 2 の開口面に直交した方向にも気体は流れ得る。しかしながら、それは、引用発明の浮遊パーティクル検出装置を用いた結果により判明するにすぎず、あらかじめ判明していることではない。

《権利者不利》

未知の属性であっても、用途が実質的に同じと判断されると、発明特定事項とならない。

●平成22年（行ケ）第10256号【スーパーオキシドアニオン分解剤】事件＜飯村＞

*「用途発明」の新規性進歩性判断の基準を示したリーディングケース＝「用途」の発見等が、技術思想の創作として高度か否か。Cf. 平成 18 年(行ケ)第 10227 号

*未知の属性であっても用途が実質的に異なると判断された「芝草品質の改良方法事件」平成 25 年(行ケ)第 10255 号と異なる。

(判旨抜粋)一般論としては、既知の物質であったとしても、その属性を発見し、新たな方法（用途）を示すことにより物の発明が成立する余地がある点は否定されないが、本件においては、新規の方法（用途）として主張する技術構成は、従来技術と同一又は重複する方法（用途）にすぎない…。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度▲)

(広義の「用途」として、)「使用方法」も発明特定事項であるため、新規性・進歩性が認められやすい。

発明の詳細な説明に記載されている以上、記載要件(サポート要件、実施可能要件、明確性要件)違反は無い。

充足論でも、「用途」が否定されて非充足とされた事例は少ないことから、用途(使用方法を含む)発明は有用!!

※平成 28 年(ネ)10023 【メニエール病治療薬】<設薬>は、「成人 1 日あたり 0.15~0.75g/kg 体重」という用法用量の数値範囲外!!

※東京地判令和 2 年(ワ) 19918、19919、19932、19924 「…鎮痛剤」事件は、被告医薬品の用途は出願経過で排除した用途であるとして「用途」の充足性を否定した。

★米国(MPEP2173.05(q)) ~「Use(用途)」クレーム [R-10.2019] 物のクレームは、引用文献に対し、構造的な差異を主張することでは、特許を得られない。

★欧州審査ガイドライン~用途は、原則限定しない。適した物と解釈される(欧州でも、医薬用途は限定になる)(GL F-IV,4.13)。方法も同じ(GL F-IV,4.13)。

⇒欧州では、非医薬用途発明は、Use Claim にする。欧州では、「物の用途」クレームは、「物を使用する方法」クレームと同等とみなされる(T 684/02 参照)。

★中国~用途が製品自身の固有な特徴で決定され、そして用途の特徴に従い製品の構造、組成が変化したことを暗示していなければ、当該用途の特徴で特定されている製品のクレームは対比文献の製品に対して新規性を具備しない(審査指南 3 章 3.2.5(2))。請求項に「~に用いられる」等の使用環境を記載する場合がある。イ号製品の使用環境が請求項に記載した使用環境に適用することができない場合、技術的範囲に属しない(司法解釈第 9 条)。

(2-3) ③「サブコンビネーション発明」⁹ (重要度▲)

《権利者有利》

サブコンビネーションの相手方の特定は、それが発明自体の構成を限定する限り、発明特定事項となる。(それが発明自体の構成を限定しなくても発明特定事項となるか否かは、更なる研究が必要である。)

●知財高裁(大合議)平成 24 年(ネ)第 10015 号【ごみ貯蔵機器】事件

*サブコンビネーション発明につき、相手との構成上の関係を発明特定事項と認めて、進歩性○。*充足も認めた。

《権利者不利》

サブコンビネーションの相手方の特定は、それが発明自体の構成を限定しない場合は、発明特定事項とならない?(同上)

●東京地裁平成 22 年(ワ)第 24818 号【ロータリーディスクタンブラー錠及び錠】事件<岡本>

*[Bに用いられるA]というクレームで、発明特定事項はAと判断され、新規性を否定した。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度▲)

サブコンビネーションが発明特定事項となることは、審査基準でも認められている!!

充足論でも、「サブコンビネーション」が否定されて非充足とされた事例はないことから、サブコン発明は有用!!

★欧州審査ガイドライン~サブコンビネーションは、限定しない。適した物と解釈される(用途発明と同じ)。⇒「エンジン用シリンダヘッド」…、シリンダヘッドは、請求項に記載されたエンジンに搭載されるのに適していなければならないが、エンジンの特徴は、それ自体が請求項の主題を制限しない。(GL F-IV,4.14)

(2-4) ④「効果のクレームアップ」¹⁰ (重要度★)

《権利者有利》

クレームアップされた効果は、構成から必然的に生じる効果でなければ、発明特定事項であり、容易想到性判断の対象である。

●令和2年(行ケ)第10015号【免疫原性組成物を安定化させ、沈殿を阻害する新規製剤】事件<鶴岡>

*クレームアップされた効果が構成であるとした上で、同構成が容易想到でないとした。

(判旨抜粋)相違点4に係る本件発明の発明特定事項、すなわち「シリコーン処理された容器中に含まれる多糖類-タンパク質コンジュゲートの、シリコーンにより誘発される凝集を阻害する」は、肺炎球菌CRMコンジュゲートとアルミニウム塩が結合して、溶液中の遊離肺炎球菌CRMコンジュゲートの量が所期の量まで減少した状態であることにより、遊離肺炎球菌CRMコンジュゲートが関与するシリコーン誘発凝集が阻害されることを意味する。これに対し、…公知発明1に接する当業者は、リン酸アルミニウムに吸着された肺炎球菌CRMコンジュゲートが公知発明1の製剤に含まれることを認識することとなり、公知発明1の製剤溶液中における遊離肺炎球菌コンジュゲートの有無及び量を、遊離肺炎球菌コンジュゲートが関与するシリコーン凝集という課題との関係で認識することは容易ではなかった…。

《権利者不利》

同上(クレームアップされた効果は、構成から必然的に生じる効果でなければ、発明特定事項であり、容易想到性判断の対象である。)

●平成31年(行ケ)第10006号、第10058号【気道流路および肺疾患の処置のためのモメタゾンフロエートの使用】事件<鶴岡>

*客観的な性質は、実質的な相違点でない。⇒他の相違点も容易想到であり、進歩性無し

(判旨抜粋)「未変化のモメタゾンフロエートの絶対的バイオアベイラビリティが約1パーセント未満」は、モメタゾンフロエートの水性懸濁液を含有する薬剤を鼻腔内に投与した場合に現れる客観的な性質であって、甲1発明が備えた構成でもあると推認でき、これを否定する証拠もない。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度★)

発明の構成が、クレームアップされた「効果」を必ず奏する場合でない限り、発明特定事項と認める裁判例が多数!

(構成容易を免れない場合の最終奥義)

⇒ある課題を解決し、作用効果を奏する構成があるとき、当該構成のクレームの他に、当該機能・作用効果をクレームアップした従属項を作ることに加えて、更に、当該機能・作用効果をクレームアップしただけのクレームも検討可能!!

(当該機能・作用効果を奏する実施例があれば、記載要件もクリアできる!!)

Cf. 東京地判平成29年(ワ)16468「PCSK9に対する抗原結合タンパク質」事件<柴田>は特許権者勝訴。⇒平成31年(ネ)10014<高部>も特許権者勝訴。

【請求項1】PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ、PCSK9との結合に関して、配列番号67のアミノ酸配列からなる重鎖可変領域を含む重鎖と、配列番号12のアミノ酸配列からなる軽鎖可変領域を含む軽鎖とを含む抗体と競合する、単離されたモノクローナル抗体

★米国 MPEP～発明が解決すべき課題や、達成する機能又は結果をクレームに記載しているにすぎない場合、クレーム範囲が不明確とされる可能性がある。
Halliburton Energy Servs., Inc. v. M-I LLC, 514 F.3d1244, 1255 (Fed. Cir. 2008)

また、例えば方法クレームにおいて、記載のステップについて意図する結果を単に whereby 節で記載したとしても、重みのあるものとして考慮されない。

Minton v. Nat'l Ass'n of Securities Dealers, Inc., 336 F.3d 1373, 1381, 67 USPQ2d 1614,1620 Fed. Cir. 2003

★欧州審査ガイドライン(GL C-III 4.10)(GL F-IV 4.9) ～ 一般原則として、発明について達成すべき結果をもって限定しようとするクレーム、特にそれが、基礎となっている技術的課題を主張するに過ぎない場合のクレームは許されるべきではない。但し、そのようなクレームについても、その発明を当該文言に限り規定することができるか、又は他の方法ではクレームを不当に制限することなく正確に規定することができない場合、及びその結果について、明細書中に十分に明示され又は当該技術の熟練者に知られた考査若しくは手順によって直接かつ明確に確証することができるものであり、また不当な実験を必要としないものである場合は、許容することができる(T68/85 参照)。

★中国～物のクレームにおいて、効果的特徴で発明を特定することをできる限り避けなければならない(審査指南 2 章 3.2.1)。例えば、専利出願の請求項が X 回折データなど複数種のパラメータにより特徴づけた結晶形態の化合物 A であり、対比文献で開示されたのも結晶形態の化合物 A である場合は、対比文献の開示内容に基づいても、両者の結晶形態を区別できなければ、保護を請求する製品が対比文献の製品と同一である(新規性×)と推定される。

3. < 3 > 相違点の容易想到性判断

(3-1) ①「引用発明の課題が容易想到性判断に及ぼす影響」(重要度○)

< 権利者有利 >

引用発明の課題と反する変更は、阻害事由ありと判断される場合が多い。～引用発明の課題が個別・具体的に捉えられる傾向がある。

●平成 22 年(行ケ)第 10075 号【換気扇フィルター及びその製造方法】事件<飯村>

*解決課題の設定がユニークである場合は(構成のみならず、)解決課題の設定も、「示唆」が必要!!

(判旨抜粋)発明が容易に想到できたか否かは総合的な判断であるから、当該発明が容易であったとするためには、「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」ことのみでは十分ではなく、「解決課題の設定が容易であった」ことも必要となる場合がある。すなわち、たとえ「課題解決のために特定の構成を採用することが容易であった」としても、「解決課題の設定・着眼がユニークであった場合」(例えば、一般には着想しない課題を設定した場合等)には、当然には、当該発明が容易想到であるということとはできない。

●平成 30 年(行ケ)第 10118 号【施療機】事件<高部>

*主引例及び副引例の課題を具体的に捉えて動機付け無しとした。

(判旨抜粋)引用発明 1 と引用発明 2 とは、椅子型マッサージ機という限度で技術分野が共通するものの、マッサージを行おうとする対象部位及び対象部位に位置するつぼの種類が異なることなどから課題が相違し、身体を押圧するエアバッグを配設する部材のそもそもの可動性が異なることから作用機能も相違する…。

《権利者不利》

引用発明の課題に反しても、本願発明の課題により容易想到と判断された裁判例もある。

●平成 21 年(行ケ) 第 10123 号【ベルト伝動装置】事件<滝澤>

*引用発明の課題とは反しても、別の課題(本願発明の課題)に従って、設計変更が容易想到とされた。= 平成 23 年(行ケ)第 10298 号

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度○)

主引例と副引例の「課題」が“異なる”と組み合わせの容易想到性が否定される方向であることは、審査基準どおり。
⇒近時10年間で、主引例と副引例の「課題」が具体的に認定され、“異なる”と認定される裁判例が増えたことが重要!!
(※本件発明の「課題」も具体的に認定され、サポート要件がアンチパテントである暗黒の2年間があったが、ピリミジン大合議判決(平成 28 年(行ケ)10182 等)で裁判所の傾向が大幅に変化し、令和4年現在はプロパテント傾向である。)

(3-2) ②「本件(本願)発明と引用発明の課題の相違が容易想到性判断に及ぼす影響」^{11 12} (重要度★)

《権利者有利》¹³

本件(本願)発明と引用発明の課題の相違は、容易想到性を否定する方向に作用する。

●平成 27 年(行ケ)第 10059 号【農産物の選別装置】事件<高部>

*主引用例に本件発明の課題について示唆無し⇒動機付けなし

(判旨抜粋)引用例 1 には、本件発明 1 の「オーバーフロー」の課題についての記載も示唆もないことから、引用発明 1 に引用発明 2 を適用する動機付けがない…。

●令和 1 年(行ケ)第 10159 号【X線透視撮影装置】事件<菅野>

*新たな課題の設定に意義がある!! =平成 22 年(行ケ)第 10075 号【換気扇フィルター】事件<飯村>同旨

(判旨抜粋)本願発明は、…操作者の観点から画像の調整を容易にするための問題点を新たに課題として取り上げたことに意義があるとの評価も十分に可能である。

●令和 2 年(行ケ)第 10001 号【(メタ)アクリル酸エステル共重合体】事件<鶴岡>

*本願発明と引用発明とは課題が異なる。⇒引用発明の数値を変更する動機付けがなく、容易想到性否定。

(判旨抜粋)本件発明と引用例 1 発明とは技術分野や発明が解決しようとする課題が必ずしも一致するものではない…。

《権利者不利》¹⁴

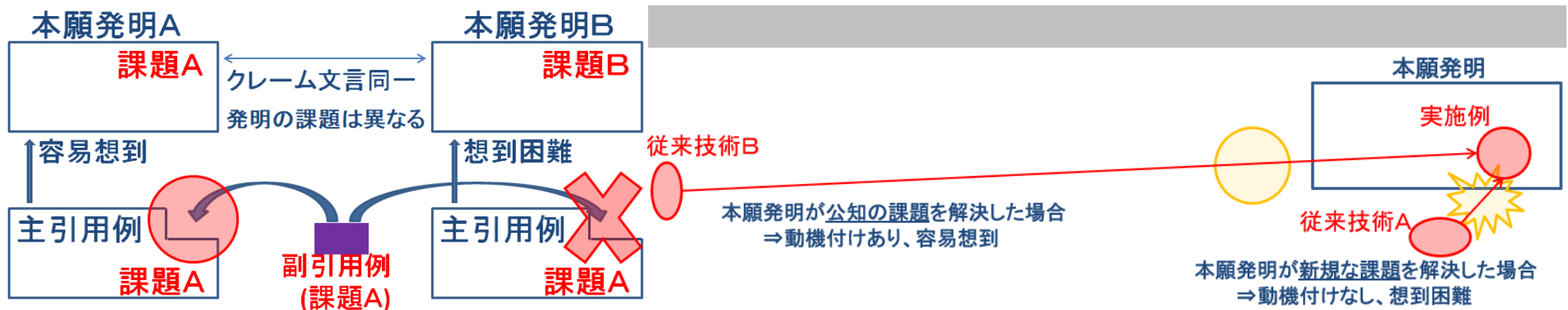
本件(本願)発明と引用発明の課題の相違は、容易想到性を否定する方向に作用しなかった裁判例もあるが、少数である。

●平成 31 年（行ケ）第 10043 号【高コントラストタイヤパターン】事件＜鶴岡＞

*本願発明とは異なる課題を解決している副引例を、主引例に組み合わせることが「別の理由から、」容易想到とされた。⇒数値限定発明の、進歩性無し
(判旨抜粋) 甲 2 文献には、コントラストを高めるという発想はないが、そうであっても、別の理由から、甲 1 発明との組み合わせが試みられる…。

●平成 23 年（行ケ）第 10298 号【マルチレイヤー記録担体】事件＜滝澤＞

*引用発明と本願発明との課題が異なるが、容易想到とされた。=平成 21 年(行ケ)第 10123 号
(判旨抜粋) 異なる技術的課題の解決を目的として同じ解決手段（構成）に到達することはあり得る…。



《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度★)

(審査基準と異なり、)主引例と本件発明の「課題」が“異なる”と、容易想到性が否定される(進歩性○)方向である!!

★米国～本件発明の「課題」が主引例の課題と相違しても、本件発明の「課題」とは異なる課題で主引例と副引例を組み合わせられれば非自明性否定。

★欧州審査ガイドライン～課題解決アプローチ(Problem-and-Solution Approach)により、解決すべき「客観的な技術的課題」の確定(GL G-VII 5.2)。

(3-3) ③「周知技術の組み合わせ(動機付けの要否)」(重要度▲)

《権利者有利》

引用発明の課題を具体的に認定して、組み合わせの動機付けが否定される裁判例が近時多い。

●平成 22 年（行ケ）第 10298 号【逆転洗濯方法および伝動機】事件＜塩月＞

*課題を抽象化せず、具体的に認定して、組合せの動機付け無し。

(判旨抜粋) 刊行物 1 発明は、衣類の洗浄力の向上を課題とした技術であるのに対して、刊行物 2 発明は、船舶等の姿勢の安定化を本来的な課題とした船舶等に固有の技術である点で、両者の解決課題は大きく隔たっている。

《権利者不利》

組合わせに欠点があっても、利点が上回れば動機付けあり。

●平成 23 年（行ケ）第 10353 号【内燃エンジンの排気管内で窒素酸化物を除去する装置】事件＜滝澤＞

*組合わせに欠点があっても、利点が上回れば動機付けあり。

(判旨抜粋) ガソリン機関の場合には手法①を採用する方がコスト面で有利であるとしても、コスト面での有利、不利は、当業者が当該技術の製品化等に際して適宜判断すべき事項であり、引用発明の排気浄化装置において、手法②を採用した構成とすることの容易想到性を否定すべき根拠にはならない。

●平成 27 年(行ケ)第 10114 号【タイヤ】事件＜高部＞

*当業者は、主引例の問題を完全に解決するために、他の解決手段も試みる。

(判旨抜粋) 引用発明 1 のみによって上記問題が完全に解消されるとは考えられず、当業者としては、上記問題の解決をより完全なものに近付けるために、同じ問題を解決し得る手段が他にあるのであれば、その採用を試みる…。

●平成 28 年(行ケ)第 10039 号【医療用複室容器】事件＜清水＞

*副引用例で引用発明の課題が解決されても、別の方法で解決しようとする動機は失われない。

(判旨抜粋) 課題の解決方法は 1 つとは限らないし、甲 8 の 2 で引用発明の課題を解決していることによって、引用発明の課題自体を認識できなくなるわけではないから、認識した課題を別の方法で解決しようという動機までもがなくなるものではない。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度▲)

(公知技術でなく、) 周知技術であるからといって、組み合わせに動機付けが不要とはならない。

(「周知技術」を“動機づけが不要なほど周知な技術”と定義された裁判長は、既に退官されている。)

周知技術は、引用発明に組合せる対象としてではなく、他の文献同士の組み合わせの容易想到性を論証するために、出願当時の技術常識・技術水準の立証として使える。(この場合、「公知技術」とは位置付けが異なる。)

(3 - 4) ④「刊行物公知と公然実施との容易想到性判断の相違」¹⁵ (重要度○)

《権利者有利》《権利者不利》

「引用発明が公然実施発明の場合には、実施例自体は実在する具体的な技術そのものであり、市場においてベストモードの完成品として提供されているものであるため、通常は、実施品自体やその取扱説明書等にその課題等の記載がなく、他の資料から、動機付けの手掛かりとなる要素を認定する必要がある。…公然実施発明に基づく進歩性の判断においては、当業者が特許出願前に実施品（公然実施品）に接したものと想定した上で、かかる当業者が、実施品から、どのような技術的思想を読み取り、どのような課題を認識し、その課題の解決手段に容易に想到できるかが問題となるため、

製品開発における当業者の視点を的確に踏まえた考察が重要となる。」（大鷹一郎・知財高裁所長。『ビジネスローの新しい流れ-知的財産法と倒産法の最新動向』（青林書院）、117頁21行～118頁末行）

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度○)

(課題の記載がなくベストモードである)公然実施発明からの容易想到性のロジックは、刊行物公知よりも難しい…。

(3-5) ⑤「付加と置換」¹⁶ (重要度○)

《権利者有利》

主引例「A+C」、副引例「B」であれば、CをBに置換することの容易想到性が問題となる。特に、Cにより既に課題を解決している場合は、CをBに置換する動機付けが論証し難い。⇒特許権者は、相違点につき、主引例は特定されていると主張すべき！

●平成29年(行ケ)第10062号【半導体デバイス】事件<高部>

*引用発明の構成は、不明でなく本件発明と異なる構成に特定される。⇒引用発明がAと特定されるとBに変更する動機付けが必要。

(判旨抜粋) S i C M O S F E T の一の電極と S i C ショットキーダイオードの一方の電極がいずれも不明であるとした本件決定の認定には、誤りがあるというべきである。…そして、引用例には、I G B T 4 とダイオード5 との組合せを、S i C M O S F E T とショットキーバリアダイオードとの組合せに置き換える場合、置換えの前後で動作を異ならせる旨の記載や示唆はない。

(関連裁判例) ※引用発明が既に課題を解決している場合は、置換し難い。

●平成24年(行ケ)第10328号【臭気中和化および液体吸収性廃棄物袋】事件<芝田>

*本件発明の課題は、既に解決されている。=平成19年(行ケ)第10238号、平成28年(行ケ)第10103号、平成29年(行ケ)第10013号、令和3年(行ケ)第10082号

*本件発明と主引例との課題の相違を理由として進歩性有り。=平成22年(行ケ)第10351号

(判旨抜粋) 引用発明は、厨芥等を真空輸送に適した状態で収容するためのゴミ袋であり、厨芥等を長期間放置しておくで腐敗して悪臭を生じるという問題点は、上記真空輸送により解決される…。引用発明には、腐敗に伴う不快な臭気を中和するという課題がなく、引用発明に臭気中和組成物を組み合わせる動機付けもない…。

●令和3年(行ケ)第10082号【電気絶縁ケーブル】事件<東海林>

*本件発明の課題は、既に解決されている。=平成19年(行ケ)第10238号、平成28年(行ケ)第10103号、平成24年(行ケ)第10328号、平成29年(行ケ)第10013号

(判旨抜粋) …引用発明においては、本願発明と共通する課題が本願発明とは異なる別の手段によって既に解決されているのであるから、当該課題解決手段に加えて、両線心をテープ部材で巻き、その結果、両線心とシースとの間にテープ部材が配置される構成とする必要はない…。

《権利者不利》

主引例「A」、副引例「B」であれば、単なるBの付加であり、容易想到(進歩性無し)となり易い。⇒無効審判請求人は、相違点につき、主引例では不特定と主張すべき!!

●平成28年(行ケ)第10061号【入退室管理システム】事件<鶴岡>

*引用発明が引用文献に記載された実施例に限られないとした。⇒引用発明がAならばBに変更する動機付けが必要。引用発明に限定なければ進歩性を否定し易い。

(判旨抜粋) 刊行物 1 には、実施例として、複数の固定無線機が施設の所定の各部屋にそれぞれ設けられる構成が示されている…。しかしながら、複数の固定無線機の設置位置を「施設の各部屋」に限定することと課題解決手段との間に特に技術的関連性があるとは認められず、また、そのような限定がなくとも、刊行物 1 発明の課題を解決し作用効果を奏することは可能であると認められるから、同発明を上記実施例に係る技術内容に限定してしまうことは相当でない（上記実施例の記載は、飽くまで発明の一実施態様を示したものにすぎず、そのことにより刊行物 1 から他の態様による実施が読み取れないとはいえない。）。したがって、引用発明 A についても…かかる技術内容に限定することは相当でなく、本件訂正発明 1 との対比は、飽くまで複数の固定無線機の設置位置が「施設の各部屋」を含むがこれに限定されないものとして認定した引用発明 A をもってなされるのが相当である。…

上記のように相違点 1 を認定した場合、仮に同相違点に係る構成（移動体の位置検出を行うために複数の起動信号発信器を出入口の一方側と他方側に設置する構成）が本件特許の出願時において周知であったとすれば、引用発明 A とかかる周知技術とは、移動体の位置検出を目的とする点において、関連した技術分野に属し、かつ、共通の課題を有するものと認められ、また、引用発明 A は、複数の固定無線機の設置位置を特定（限定）しないものである以上、前記の周知技術を適用する上で阻害要因となるべき事情も特に存しないことになる…。

（関連裁判例）※主引例を広く解釈して、相違点でない旨が認められた事例。～引用文献の開示は、好ましい実施形態に限られない。

●令和元年（行ケ）第 10150 号【空気分離方法】事件＜高部＞

*引用文献の開示は、好ましい実施形態に限られない。

(判旨抜粋) 図 1 の説明においては、低純度酸素を液体として抜き出し、それにより大量の高純度酸素を得られるとしても、それは、最も好ましい実施形態を示したものであって、引用例 1 に側塔 1 1 から低純度酸素を気体として抜き出すことが記載されていないとはいえない。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度○)

本件発明との相違点について、主引例が、①ブランクであるか、②異なる開示があるかで、容易想到性が変わる!!

⇒①主引例がブランクであれば、2 択であるなど、設計事項となり易い。

⇒②主引例に異なる開示があると認定されると、それをチェンジしなければならないから、ハードルが上がる!!

(⇒無効審判請求人は、①主引例がブランクであると主張すべき。)

(⇒特許権者は、②主引例に異なる開示があると主張すべき。)

(3-6) ⑥「obvious to try」(重要度▲)

《権利者有利》¹⁷

発明の特徴点に到達する試みをしたはずであるという[推測]では不十分であり、[示唆等]が必要!!

●平成 20 年（行ケ）第 10261 号【キシリトール調合物】事件＜飯村＞

*発明の特徴点に到達する試みをしたはずであるという[推測]では不十分であり、[示唆等]が必要!!

(判旨抜粋) 容易想到であると判断するためには、先行技術の内容の検討に当たっても、当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測が成り立つのみでは十分ではなく、当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等の存在することが必要である…。

《権利者不利》

Obvious to try が認められるときは、特段の判示はない。

●平成 21 年（行ケ）第 10371 号【磁気ヘッド用基板】事件＜塩月＞

*出願当時の当業者が解決課題の前提事実を明確に意識していなくても、Obvious to try であり容易想到。

(判旨抜粋) 仮に本件出願当時、原告以外の当業者が粒界部分とその余の部分のエッチング速度の差や A 1 2 O 3 粒子と T i C 粒子とのエッチング速度の差を明確に意識していなかったとしても、種々条件を変えて実験し、加工後の表面品位が良好なものを選択することを通じて、当業者において引用発明に甲第 1 号証等に記載された周知技術を適用した構成、すなわち訂正発明 1 の構成に至ることができる…。

●平成 29 年(行ケ)第 10165 号、第 10192 号【抗 E r b B 2 抗体を用いた治療のためのドーセージ①（ハーセプチン①）】事件＜高部＞

*医薬の投与方法は、発明特定事項であるが本件では容易想到と判断された。

(判旨抜粋) 当業者は、本件優先日当時、乳がんの治療薬を含む一般的な医薬品において、投与量を多くすれば、投与間隔を長くできる可能性があり、医薬品の開発の際には、投与量と投与間隔を調整して、効能と副作用を観察すること、抗がん剤治療において、投与間隔を長くすることは、患者にとって通院の負担や投薬時の苦痛が減ることになり、費用効率、利便性の観点から望ましいということを技術常識として有していた…。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度▲)

「obvious to try」のロジックであっても、相違点(発明の特徴)に到達する動機付け、示唆等は必要である。

⇒単に、当業者であれば色々試したはずである、という程度のロジックでは不足。

(※その意味で、「obvious to try」は独立のロジックとは言い難い。)

(3-7) ⑦「数値限定発明/パラメータ発明」¹⁸ (重要度★)

《権利者有利》

①当該パラメータ・数値自体が新しく、これに着目できた動機付けが論証できないという場合は、発明特定事項の容易想到性が否定され、進歩性を肯定する裁判例が近時の主流である。

⇒ただし、令和 2 年(行ケ)10044【脂質含有組成物】事件＜大鷹＞は、刊行物に数値自体は記載されていたが、それ以下に限定する示唆は無いとして、動機付けを否定し、進歩性を認めた。この最新裁判例を見ると、パラメータ発明のプロパテント傾向は一層深化している。

●令和元年(行ケ)第 10137 号【セレコキシブ組成物】事件＜大鷹＞

*パラメータに着目することの容易性否定。

*別件令和 2 年(行ケ)第 10110 号、第 10112 号、第 10155 号＜大鷹＞は、サポート要件無し。

(判旨抜粋) 甲 9 及び 1 0 には、特定の大きさよりも小さい粒子サイズの粒子が効果を奏する粉体の場合には、その粒度分布を、平均粒子径ではなく、「所望の大きさよりも小さい粒子サイズの粒子が粉末全体に占める割合」で特定することは、医薬品の原料粉末では一般的であることについての記載や示唆はなく、ましてや、セレコキシブの微細化条件として「セレコキシブの D 9 0 粒子サイズ」で規定することや、「セレコキシブの D 9 0 粒子サイズ」を「約 2 0 0 μ m 以下」とした場合には、セレコキシブの生物学的利用能が改善されることについての記載も示唆もない。

●令和2年(行ケ)10044【脂質含有組成物】事件<大鷹>

*刊行物に数値自体は記載されていたが、それ以下に限定する示唆は無いとして、動機付けを否定し、進歩性を認めた。パラメータ発明のプロパテント傾向。

(判旨抜粋)刊行物5における「最近の日本人の食生活は欧米型化が進み、肉類を中心とした食事の機会が大幅に増え、脂肪の摂取量については一日当たり40gと増加し、それに伴い、疾病の種類も変化し、高血圧、心臓病の循環器系疾患や乳癌、大腸癌などが増加して、こちらも欧米型化になり、大きな社会問題になっている。」との記載は、「脂肪の摂取量」が「一日当たり40g」に増加したこと自体が問題であることを述べたり、それを改善すべきことを示唆するものではない。また、刊行物5の記載全体をみても、刊行物5において、脂肪の摂取量を1日当たり40gに差し控えるべきことや、「 $\omega-6$ 脂肪酸の用量」は、1日又は1回当たり「40g以下」とすべきことについての記載や示唆はない。加えて、本件においては、他に「 $\omega-6$ 脂肪酸の用量は、40g以下」とすることが技術常識であることを認めるに足る証拠はない。

＜権利者不利＞

②パラメータ・数値自体が知られていた又はこれに着目できたと認定された事案に目を移すと、近時の裁判例においても、（設計事項であるとか、当該パラメータ・数値が開示されている副引用発明と組み合わせることが容易想到であるなどの論理付けにより、）当該パラメータ・数値の範囲は容易想到と判断され、進歩性が否定された事案が多数である。したがって、①新しい「数値」ないし「パラメータ」により範囲を特定した発明の進歩性判断の勝負所は、出願当時の当業者が当該「数値」ないし「パラメータ」に着目することが容易想到であったか否かである。

●平成29年(行ケ)第10058号【ランフラットタイヤ】事件<高部>

*①パラメータに着目できた⇒②主/副引例の組合せは動機付けあり⇒③数値に顕著な効果なし⇒④数値範囲は設計事項

(判旨抜粋)本件特許の優先日当時、当業者は、乱流による放熱効果の観点から、タイヤ表面の凹凸部における、突部のピッチ(p)と突部の高さ(h)との関係及び溝部の幅(p-w)と突部の幅(w)との関係について、当然に着目するものである。そして、甲2技術は、凹部の形成により、乱流を発生させ、温度低下作用を果たすものであるから、当業者は、甲2技術の凹部における、突部のピッチ(p)と突部の高さ(h)との関係及び溝部の幅(p-w)と突部の幅(w)との関係に着目する…。…引用例2には、甲2技術として、放熱効果の観点から、「 $5 \leq p/h \leq 20$ 、かつ、 $1 \leq (p-w)/w \leq 99$ の関係を満たす凹部30」が記載されていると認められる。…引用発明に甲2技術を適用する動機付けは十分に存在する…。

●平成29年(行ケ)第10096号【非磁性材粒子分散型強磁性材スパッタリングターゲット】事件<鶴岡>¹⁹

*①数値範囲に技術常識が含まれる⇒②引用発明の数値を増加する動機付けあり⇒③数値に技術的意義・格別な効果なし⇒④数値範囲は容易想到

(判旨抜粋)優先日当時、垂直磁気記録媒体において、非磁性材であるSiO₂を11mol%あるいは15～40vol%含有する磁性膜は、粒子の孤立化が促進され、磁気特性やノイズ特性に優れていることが知られており、非磁性材を6mol%以上含有するスパッタリングターゲットは技術常識であった。そして、…優れたスパッタリングターゲットを得るために、材料やその含有割合、混合条件、焼結条件等に関し、日々検討が加えられている状況にあったと認められる。そうすると、甲1発明に係るスパッタリングターゲットにおいても、酸化物の含有量を増加させる動機付けがあった…。

●平成29年(行ケ)第10146号【導光フィルム】事件<鶴岡>

*①組合せの動機付けあり⇒②数値範囲は副引例が示唆している（着目可能）⇒③数値に臨界的意義なし⇒④数値範囲は設計事項

(判旨抜粋)数値範囲に関しては、引用例1には、引用発明に係る凹凸部の頂部の接合部幅(Pw)を凹凸部の配列ピッチ(P)の20%以下になるようにすることが記載されている…。上記②の数値限定に関しては、引用例2においては、起伏の固定部は、多角柱、円柱、円錐台、角錐台が好ましいとされ、引用例2記載技術の固定部として平面に対して70度超の角度をなすものが当然に想定されているといえる…。上記③の数値限定に関しては、引用例2記載技術の出射光制御板の凸部形状は、「所望

の視野角特性に合わせて決定され」るものであるから…，凸部の頂部及び頂部に設けられた固定部の幅にも自ずと制限があるところ，引用例2には，接着面積を大きくするために突起状の固定部の高さを固定層の厚みに対して好ましくは50%以上，より好ましくは80%以上としてできる限り大きくすることが記載されているから…，接着面積を確保するために固定部を縦長とすることが示唆されているといえる。

上記…のとおり，本願発明の「接着部分」の形状に関する上記①ないし③の数値範囲に臨界的な技術的意義が認められないことからすれば，引用発明の集光シートの凸部の頂部に，引用例2記載技術の凸部に設けた突起状の固定部を適用した構成において，①突起状の固定部の底面（Pw）を凸部の底部（P）の10%未満とすること，②突起状の固定部の各側面を導光シートの平面に対して70度超の角度を成すようにすること，③突起状の固定部を縦長として，固定部の高さの底面に対する比を少なくとも1.5とすることは，いずれも，当業者が適宜調整する設計事項というのが相当である。以上によれば，引用発明に引用例2記載技術を適用し，相違点に係る構成とすることは，当業者が容易になし得たことである…。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度★)

パラメータ発明の進歩性を否定するためのロジックは、①パラメータ・数値自体が知られていた又はこれに着目できた、②当該パラメータ・数値範囲が容易想到という段取り。(※①+課題公知で、②は設計事項とされた裁判例も多い。)

⇒①パラメータ・数値自体が知られていた又はこれに着目できたことを論理付けするための前提として、本件発明の「課題」が知られていた又はこれに着目できたことを論理付けする必要がある!!

(※そうでないと、「本件発明の課題を解決するために、当該パラメータに着目することは容易ではなかった。」という定型文で片付けられてしまう。)

★米国～数値限定は、一般に、明瞭性の問題とならないが(MPEP2173.05(c))、上下限のみ等の数値範囲は不明瞭と判断されうる(MPEP2173.05(c)II)。

★欧州審査ガイドライン～なし。2以上のリストからでないと新規性×(GL G-VI,8)。／一部重複する場合の進歩性:当該技術の熟練者が、根底となる技術的課題を解決しようと望んで、又は何らかの改良若しくは利点を期待して、一部重複する範囲を選択又は選別したであろうか否かを考慮する。(GL G-VII 12)

★ドイツ～数値範囲内の全範囲、中間値、導き出される部分範囲を開示する。⇒新規性×(補正は柔軟)。BGH X ZB 11/90 Chrom-Nickel Legierung

★中国～引用文献で開示した数値範囲が、本件発明の技術的特徴の数値範囲の一部と重なっているか、共通した端点がある場合は(例:引用文献5～10、本件発明3～5)、新規性×。本件発明の数値範囲の両端点が、引用文献で開示した数値範囲に入っている場合は(例:引用文献5～10、本件発明7～9)、新規性○。(審査指南3章3.2.4)

(3-8) ⑧「容易の容易」^{20 21} (重要度▲)

《権利者有利》

4つの論理付けパターン (①第三の公知文献に記載された発明/事項/周知技術は組み合わせるのではなく、主引例・副引例に開示された事項を理解するために用いる場合、②主引例と本願発明との相違点が独立に2個存在する場合、③副々引例/周知技術を組み合わせる副引例を変更した後に、変更された副引例を主引例に組み合わせる場合、④1個の相違点【互いに関連する2個の相違点である場合も含む】について、主引例に副引例を組み合わせる後に、副引例が組み合わせられた主引例に副々引例/周知技術を組み合わせる場合) は、いずれも、主引例に対し1個の副引例を組み合わせ

ただけでは本願発明に到達することができず、第三の公知文献に記載された発明/事項（ないし周知技術）を進歩性欠如の論理付けに用いる必要がある場合である。）

●平成 27 年(行ケ)第 10149 号【平底幅広浚渫用グラブバケット】事件<高部>

*「容易の容易」は、容易想到でない。（*先に主引例を変える論理付けパターン）

(判旨抜粋)…シェルの上部に空気抜き孔を形成するという周知技術 3 は、シェルの上部が密閉されていることを前提として、そのような状態においてはシェル内部にたまった水や空気を排出する必要がある、この課題を解決するための手段である。引用例 1 には、シェルの上部が密閉されていることは開示されておらず、よって、当業者が引用発明 1 自体について上記課題を認識することは考え難い。当業者は、前記のとおり引用発明 1 に周知例 2 に開示された構成を適用して「シェルの上部にシェルカバーを密接配置する」という構成を想到し、同構成について上記課題を認識し、周知技術 3 の適用を考えるものということができるが、これはいわゆる「容易の容易」に当たるから、周知技術 3 の適用をもって相違点 2 に係る本件発明の構成のうち、「前記シェルカバーの一部に空気抜き孔を形成」する構成の容易想到性を認めることはできない。

≪権利者不利≫

同上

●平成 30 年（行ケ）第 10016 号【多成分物質の計量及び混合装置】事件<森>

*構成要素の相違点と機能(数値)の相違点は容易の容易でない。

(判旨抜粋)原告は、甲 5 発明において、二液の混合比を 50 以上：1 という特殊な量比に変更した上で、二つのピストン杆のうち片方を、甲 6 及び 7 のようなピストンに変更するのは、2 段階を経ているから、容易想到性がない旨主張する。しかし、前記…の判断は、相違点 2 の内容のうち、機械的な構成要素に係るもの（すなわち、駆動機構）について…周知技術を適用するのは容易想到であると判断し、また、相違点 2 の内容のうち、機能的な構成要素に係るもの（すなわち、量比）を設計的事項であると判断したものであって、容易想到性の判断方法として不適切であるということとはできない…。

●平成 24 年（行ケ）第 10275 号【窒化物系半導体レーザ素子】事件<芝田>

*相違点同士に技術関連性がなければ、別々の副引例を組み合わせ、進歩性を否定できる。⇒「容易の容易」でないパターン

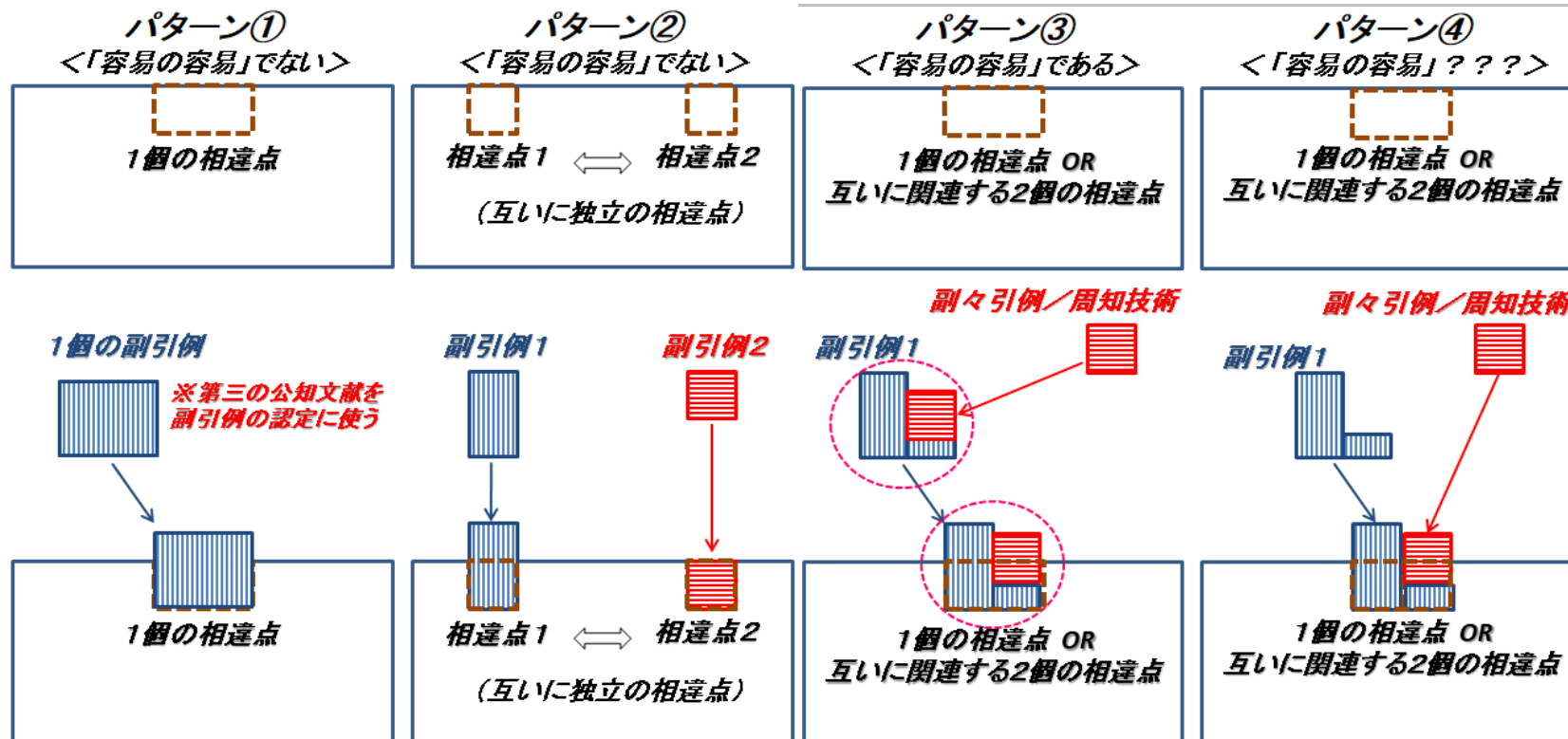
(判旨抜粋)進歩性の判断においては、対象発明と引用発明の一致点・相違点を認定し、当該相違点を記載した引用発明があるかどうか、及び、これが存在する場合には、各相違点を記載した各引用発明を組み合わせるべき動機付けがあるかどうかで判断されるべきものであって、これらが認められれば、対象発明の進歩性は否定される。相違点相互の関係を考慮しながら容易想到性を検討しなければならないのは、複数の相違点に係る構成が引用発明や対象発明において機能的又は作用的に関連しているために、相違点を個別に検討することでは正しい容易想到性の判断ができないような場合に限られるというべきである。

●令和 2 年（行ケ）第 10124 号【裏刷り用溶剤型グラビア印刷インキ組成物の製造方法】事件<東海林>

*本件決定の論理は、「容易の容易」の場合に相当しない。

(判旨抜粋)原告は、相違点 2 について…本件決定が甲 1 発明 1 に「ポリウレタンウレア樹脂組成物の原料としてバイオマス由来成分を使用する」という構成を付加した上で容易想到性を判断した…論理は「容易の容易」の場合に相当する旨主張する。

しかしながら、…本件優先日当時、印刷インキの技術分野においては、製品のバイオマス度を 10 質量%以上に高めることが一般的な課題とされていたものであり、当業者は、このような状況の下で、甲 1 発明 1 のポリウレタンウレア樹脂組成物の原料としてバイオマス由来の成分を用いることを動機付けられるものであり、その上で、当該成分としてバイオマス由来のセバシン酸を用いることを動機付けられるものといえるところ、このような検討の内容に照らすと、甲 1 発明 1 に原告が主張するような構成を付加して容易想到性を判断しているものではなく、また、その論理がいわゆる「容易の容易」の関係に立つものでもないというべきである。



(パターン③は副引例に副々引例を組み合わせた後、主引例に適用する。パターン④は副引例を主引例に適用した後、副々引例を組み合わせる。)

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度▲)

「容易の容易は容易でない」という一般論を述べた裁判例が平成26年～28年頃に集中したが、各裁判例を詳細に検討すると、いずれも、個別の組み合わせの動機付け自体を検討し、否定している。(一般論に依拠すると泥船!!)

※関連する論点～補正・訂正・分割要件(新規事項追加)

⇒日本でも、2つの実施例の良いところ取り、2つの群の要素の良いところ取りは、cherry picking は新規事項追加と判断されることがある。

【明細書】Aはa1でもa2でも・・・良い。Bはb1でもb2でも・・・良い。 【補正前クレーム】A+B 【補正後クレーム】a1+b2

平成25年(行ケ)10346<石井>、平成28年(行ケ)10257<森>、令和1年(ワ)30991<田中>=控訴審令和3年(ネ)10043<菅野>

⇒2つの実施例・群の各要素が、互いに技術的に独立しているかが考慮要素となる。～進歩性の「容易の容易」の問題に通ずる。

(3-9) ⑨「除くクレーム」²² (重要度○)

《権利者有利》

主引例の課題解決原理、本質的部分に関わる部分を除いてしまえば、進歩性も認められる!!

●平成 29 年(行ケ)第 10032 号【導電性材料の製造方法(銀フレーク)】事件<高部>一次判決

*「除くクレーム」で進歩性が認められた!! ⇒二次判決(大鷹)は拘束力を理由に同旨。

(判旨抜粋)…引用発明 1 の製造方法は、本件訂正発明 9 の「前記銀の粒子が互いに隣接する部分において融着し(但し、銀フレークがその端部でのみ融着している場合を除く)、それにより発生する空隙を有する導電性材料を得る方法」とは異なる…。…引用例 1 は、銀フレークを端部でのみ焼結させて、端部を融合させる方法を開示するにとどまり、焼成の際の雰囲気やその他の条件を選択することによって、銀の粒子の融着する部位がその端部以外の部分であり、端部でのみ融着する場合は除外された導電性材料が得られることを当業者に示唆するものではない…。

●平成 30 年(ネ)第 10006 号【システム作動方法(カプコン v. コーエー)】事件(鶴岡)

* (原審と異なり、)「除くクレーム」で進歩性が認められた!! ⇒実質的に構成の相違であるから、特殊な判断ではない。

(判旨抜粋)…「キャラクタ」、「プレイ実績」の情報をセーブできない記憶媒体を採用すると、前作のゲームにおける「キャラクタ」、「プレイ実績」の情報が記憶媒体に記憶されないこととなり、「前作のゲームのキャラクタで、後作のゲームをプレイする」、「前作のキャラクタのレベルが 16 以上であると、後作において拡張ゲームプログラムを動作させる」という本件公知発明 1 を実現することができなくなることは明らかである。したがって、…本件公知発明 1 において、記憶媒体を、ゲームのキャラクタやプレイ実績をセーブできない「記憶媒体(ただし、セーブデータを記憶可能な記憶媒体を除く。)」に変更する動機付けはなく、そのような記憶媒体を採用することには、阻害要因がある。

《権利者不利》

●平成26年(行ケ)第10204号【経皮吸収製剤】事件<石井>

*除くクレームにおいて除かれる部分が物として明確でないことから、特許請求の範囲の減縮に当たらないとして、訂正要件×。=同一当事者の平成28年(行ケ)10160

*東京高判平成 15 年(行ケ)第 330 号は、「除くクレーム」とする補正が新規事項追加となるか実質的に判断した。⇒適法

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度○)

令和4年現在、裁判所の「新規事項追加」の判断は緩いが(プロパテント)、「除くクレーム」は更に緩い。というよりも、基本的に、「除くクレーム」は、新たな技術的事項の導入にあたらなないとして許容されている。

⇒主引例の課題解決原理、本質的部分に関わる部分を除いてしまえば、進歩性も認められる!!

⇒拡大先願(特許法29条の2)違反のみならず、進歩性欠如を克服する補正・訂正としても使える。

(※除くクレームが新規事項追加と判断された裁判例無し。～不明確であり減縮でないとされた裁判例が1個。)

★米国(MPEP2173.05(i) 否定的限定 [R-08.2017])～noncircular, nonmagnetic 等 OK。明瞭性に注意。あらゆる否定的限定又は排他的条件は原開示中に根拠を有さねばならない。択一的要素が明細書に肯定的に記載されていれば、当該構成要素はクレームにおいて明示的に除外してもよい。(102eの文献が、non-obviousness の組合せの対象となるから、除くクレームの意義は低い。Cf. Google LLC v. Conversant Wireless Licensing S.A.R.L. (Fed. Cir. 2018))

★欧州審査ガイドライン(G1/03)「Undisclosed disclaimer(非開示の特徴を除くディスクレイマー)」が許されるのは、以下の3つの場合のみ!!

1. EPC54 条(3)の先行技術(日本特許法 29 条の 2 の文献に対応)に対して新規性を確保する場合。2. 偶発的な先行技術に対し新規性を確保する場合。

3. 非技術的理由により特許性を除外されている事項(例えば治療方法)を除く場合。ただし以下に該当する場合は許されない(G1/03、G2/03):

(1)実施できない実施形態を除外したり、実施可能要件の不十分さを是正する目的がある場合、(2)進歩性に関連する場合、

(3)先願未公開出願(EPC54 条(3))または偶発的開示先行技術以外の先行技術に対しても新規性を確保する場合、(4)必要以上に主題を除く場合。

⇒欧州審査ガイドラインでは、進歩性確保のために「Undisclosed disclaimer」が許されないと明記されている。

★中国～「開示されていない」除くクレームは、新規性欠如を克服するために抵触する出願又は偶発的な先の開示から特定の技術的解決策が削除された時のみ認められる(=先の開示の技術的分野及び解決すべき技術的課題は、本発明とは全く異なる)か、又は除外された技術的解決策は実践できないことを証明する必要がある。＜補正に関する事例比較研究:仮訳(日中韓 2015 年 JEGPE)の事例 27＞

(3-10) ⑩「退歩発明、後退発明」(重要度▲)

《権利者有利》

退歩発明、後退発明の容易想到性が否定された裁判例が幾つかある。

●平成 27 年(行ケ)第 10078 号【眼鏡レンズ加工装置】事件<高部>

*後退発明の動機付けが否定された事例。

(判旨抜粋)…引用例には、…加工工具回転軸が複数あること自体に起因して何らかの問題が発生する、又は、加工工具回転軸を 1 つとすることにより何らかの効果が期待できるなどといった、シングルスピンドル方式を採用する動機付けにつながり得ることも何ら示されていない。…加えて、…ダブルスピンドル方式の眼鏡レンズ加工装置は、加工工具回転軸を 1 つとするシングルスピンドル方式の眼鏡レンズ加工装置に比して、機械剛性が高く、加工時間も短いという利点を有するものと推認することができるのに対し、シングルスピンドル方式の眼鏡レンズ加工装置がダブルスピンドル方式の眼鏡レンズ加工装置に比して優位な点があることは、…認めるに足りない。

《権利者不利》

なし

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度▲)

一概に「退歩発明・後退発明」として揶揄されるものではなく、従来は必要とされていた構成を削除して簡素化したという意味で、課題を解決し、作用効果を奏すると捉えることも可能であり、実際、そのように主張されている。

4. ≪4≫予測できない顕著な効果^{23 24} (重要度▲)

≪権利者有利≫

「優先日当時本件各発明の構成が奏するものとして当業者が予測することができなかったものか否か、当該構成から当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものであるか否か」が問題となる。構成変更の動機付けがあっても、顕著な効果を理由に進歩性有りとした裁判例もある。

●最高裁平成30年(行ヒ)第69号【…ドキセピン誘導体を含む局所的眼科用処方物】事件～破棄差戻し

* 予測できない顕著な効果は、他の化合物でなく、発明の構成から優先日当時の当業者が予測できたか否かが問題である。

●令和元年(行ケ)第10118号<森>【…ドキセピン誘導体を含む局所的眼科用処方物】事件～最高裁判決後

*「効果」の位置付け⇒独立要件説 ⇒構成が容易想到であっても、当業者が予測できない顕著な効果で進歩性有り

(判旨抜粋)…発明の構成に至る動機付けがある場合であっても、優先日当時、当該発明の効果が、当該発明の構成が奏するものとして当業者が予測することができた範囲の効果を超える顕著なものである場合には、当該発明は、当業者が容易に発明をすることができたとは認められないから、前訴判決は、このような予測できない顕著な効果があるかどうかまで判断したものではなく、この点には、前訴判決の拘束力(行政事件訴訟法33条1項)は及ばない…。

●平成24年(行ケ)第10004号【シュープレス用ベルト】事件<芝田>²⁵

*動機付けあっても顕著な作用効果により進歩性有り

(判旨抜粋)甲第2号証に接した当業者が、安全性の点からMOCAに代えてETHACURE300を使用することを動機付けられることがあるとしても、本件発明1が、ベルトの外周面を構成するポリウレタンにクラックが発生することを防止できるという、当業者といえども予測することができない顕著な効果を奏するものであることに照らせば、本件発明1は、当業者が容易に想到するものであるとはいえず、進歩性がある…。

●平成24年(行ケ)第10207号【光学活性ピペリジン誘導体の酸付加塩】事件<設楽>²⁶

*物質発明(用途発明でない)が、追試により顕著な作用効果により進歩性有り

(判旨抜粋)本件明細書…には、ヒスタミンショック死抑制作用試験において(S)-エステルが(R)-エステルより約43倍強い活性を示したこと、homologousPCA反応抑制作用試験において(S)-エステルが(R)-エステルより約100倍以上強い作用を示したことが記載されている…ところ、本件明細書は、この本件化合物のエステルによる(S)体と(R)体の比較を根拠に、本件化合物の(S)体がより優れた光学活性体であり、生体内で活性本体として作用すると結論づけている…。そして、このことは、…実験成績証明書に、モルモットから摘出した回腸におけるヒスタミン誘発収縮に対する薬理試験…の結果、本件化合物の(S)体のベンゼンスルホン酸塩がそのラセミ体に対して約7倍の活性を示したことが記載されており、また、本件明細書に記載のヒスタミンショック死抑制作用試験と同様の試験…の結果、本件化合物の(S)体のベンゼンスルホン酸がラセミ体に対して約3倍の生存率を示したことが記載されていることから裏付けられる。そうすると、本件化合物の(S)体は、その(R)体と比較して、当業者が通常考えるラセミ体を構成する2種の光学異性体間の生物活性の差以上の高い活性を有するものといえることができる。したがって、本件化合物の(S)体のベンゼンスルホン酸は、…甲1発明であるラセミ体の本件化合物のベンゼンスルホン酸塩と比較して、当業者が予測することのできない顕著な薬理効果を有するものといえる。

《権利者不利》

出願後に頒布された刊行物により、発明の顕著な効果を否定した裁判例がある。

●平成 24 年（行ケ）第 10419 号【うっ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用】事件＜設樂＞二次判決²⁷

*出願後に頒布された刊行物により、発明の顕著な効果を否定した。

(判旨抜粋) 本件特許の優先権主張日後に発行された刊行物であるけれども、これらは、本件明細書に記載された本件発明の効果である米国カルベジロール試験の結果が信頼性が低いものであることを示すものであるので、その立証趣旨においてこれらの証拠を採用することに支障はない。

《ポイント(、他の論点との関係)》(重要度▲)

最高裁判決が出たところではあるが、依然として、医薬・バイオ分野であっても、構成容易である発明が予測できない顕著な効果を根拠に進歩性○となる事例は殆ど出ないと予想される。

(※最高裁判決の事案は、既に選択発明の容易想到性が前訴判決で確定していたため、予測できない顕著な効果に着目されたが、通常は、効果も考慮して、構成(選択・用途を含む)の容易想到性を否定するロジックとなろう。)

5. まとめ

進歩性の議論においては、《1》引用発明の認定、《2》本件（本願）発明の認定、《3》相違点の容易想到性、《4》予測できない顕著な効果のうち何れのステージを争うべきか、また、複数のステージに跨って争うべきか等が戦略上極めて重要である。例えば、主論点である相違点の容易想到性が、引用発明の上位概念化（認定）により決着する場合もある。主張方針は事案毎であるが、本稿が主張方針の検討の一助となれば幸いである。進歩性の諸論点同士の相同性に関する研究を今後の課題として、一旦筆を擱くこととする。

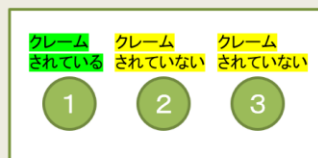
《全体としての敷衍(特許出願戦略)》²⁸

進歩性に関する論点は多く、逆に言えば、多様なクレーム文言があり、工夫の余地が多分にある。

⇒特許出願戦略としては、一次的には諸外国と共通するオーソドックスなクレーム文言で出願し、特許査定を得ることを目指すとしても、(1)拒絶されたときに上記各論点の工夫を念頭に置き、また、(2)特許査定後も分割出願を駆使して、オーソドックスなものではないクレーム文言(典型的には「機能的クレーム」)を作り、複数の(ファミリー)特許を合わせて特許で保護される範囲(広義には、競合他社が実施を控える範囲)を最大化することとなろう。

以 上

②当初明細書に「ネタ」を埋め込んでおいて、特許出願後に補正・訂正・分割出願で取り出して特許化できる



発明①だけが特許となるが、...

発明②③を分割出願して、別に特許化できる!!

(⇒発明②③についても特許化できる
「オプション権」を持っていると同じである!!)

※ライバル企業は、発明①のみならず、発明②③についても、特許化できる以上実施を控えておこうと考える。

⇒特許権の価値は、発明に係る事業の独占であるから、ライバル企業が発明②③の実施も控えるから、(係属中は、)②③の排他権も確保していると同じ効果がある!!
⇒特許査定後に分割出願しないと、「オプション権」は消滅する。

当初明細書(出願時に提出する明細書は実質的な内容を追加・変更できない。)に、①②③の発明が具体的に記載されているが、①の発明だけがクレームされていた場合

⑥「多様なクレーム文言」を活用する、特許「群」としての価値の最大化

「物の発明」を多様なクレーム文言で特許化することにより、それらの権利範囲(特許発明の技術的範囲)の「総和」を最大化できる。

ex.機能的クレーム、効果のクレームアップ、程度を表すクレーム、用途発明/サブコン
⇒(明確性要件を満たす範囲で、)外延が若干あいまいなクレーム文言は、ライバル企業への抑止力としての価値がある。

③機能的クレーム

⇒(当業者が)実施例から(容易に)実施可能な範囲

⑧程度を表すクレーム(「十分に」「略」「近傍」「一定の」等)

⇒(当業者が)発明の課題を解決できる範囲

②従属項の利活用

(クレームディファレンシエーション)
⇒独立項は、従属項の限定が無いと解釈される

(従属項)

(構造で明確に特定された)
「通常の」物の発明(独立項)

⑥除くクレーム

⇒公知技術を除く発明特定事項

⑤用途発明

～構造は公知でも、用途に
進歩性が認められる類型

⑦数値限定・パラメータ発明

～数値で構造を裏から特定する類型

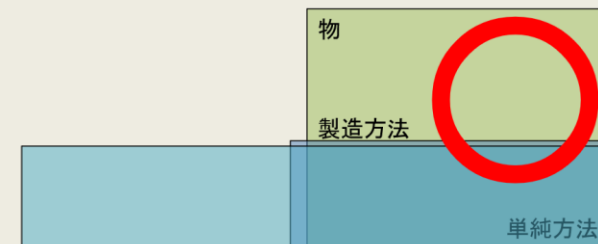
⑤「3つのカテゴリー」を活用する、特許「群」としての価値の最大化

「物の発明」「製造方法の発明」「単純方法の発明」の特許価値は?

⇒方法の発明は、特許権侵害の立証が比較的困難である。

⇒特に「単純方法の発明」は、生成物がなく、侵害立証が一層困難...

特許価値は、「物の発明」>「製造方法の発明」>「単純方法の発明」?



⇒同じ当初明細書の開示からも、多様なカテゴリーで特許化することにより、それらの特許価値(権利範囲+立証可能性)の「総和」を最大化できる。

クレーム文言の工夫<12選>

①拒絶理由と、クレーム文言の補正～中間処理の工夫!!

②従属項の利活用～クレームディファレンシエーション

③機能的クレーム～全件、独立クレームとして検討に値する!!

④サブコンビネーションクレーム～使途相違の敗訴無し

⑤「用途」「使用態様」の特定～用途相違の敗訴は1件のみ

⑥除くクレーム～主引例の必須要素を除くことで、進歩性O!!

⑦数値限定・パラメータ発明～新たな「課題」とのセット!!

⑧効果のクレームアップ～構成容易を免れない場合の最終奥義

⑨製造方法の発明、⑩別出願の活用、⑪程度を表わす文言、

⑫間接侵害、複数主体侵害の想定(システムクレームの見直し)

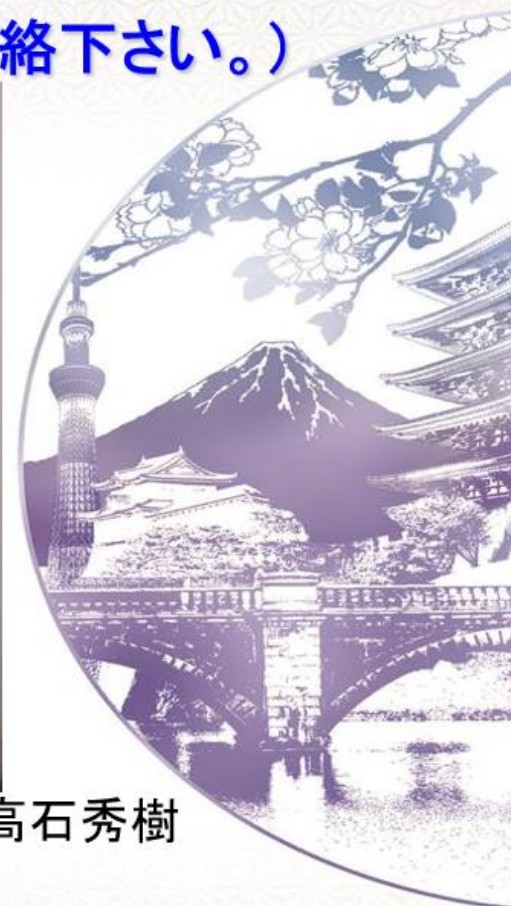
¹「特許法を巡る対話～特許法と実務の中に相同性理論は存するか～」(宮崎賢司、特技懇 2019 年 5 月号 NO.293)

²本稿は紙幅の都合上裁判例を厳選しました。完全版を御所望の方は、H_TAKAISHI@NAKAPAT.GR.JP までリクエスト下さい(裁判例を追加で多数引用した版です。)

- ³ HP「従属項が進歩性×であったが、引用例の必須成分を任意成分とすることは容易想到でないとして、独立項が進歩性有りと判断された事例。（「はんだ合金」事件）」
https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E5%BE%93%E5%B1%9E%E9%A0%85%E3%81%8C%E9%80%B2%E6%AD%A9%E6%80%A7%E3%81%A7%E3%81%82%E3%81%A3%E3%81%9F%E3%81%8C%E3%80%81%E5%BC%95%E7%94%A8/
- ⁴ HP「マイコプラズマ・ニューモニエ検出用イムノクロマトグラフィ試験デバイス事件―出願時の技術常識に基づいて、引用文献に製造可能な程度に記載がなく、特許法 29-1(3)「記載された発明」に該当しないとして、引用例適格が否定された事例。進歩性有り」
https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E2%98%85%E3%80%91%E5%BE%93%E5%B1%9E%E9%A0%85%E3%81%8C%E9%80%B2%E6%AD%A9%E6%80%A7%E3%81%A7%E3%81%82%E3%81%A3%E3%81%9F%E3%81%8C%E3%80%81%E5%BC%95%E7%94%A8/
- ⁵ YouTube（＜引用発明の認定＞公報の図面から引用発明を読み取れるか？）<https://www.youtube.com/watch?v=Ew49FtfJVwE&t=443s>
- ⁶ YouTube（＜公然実施発明に基づく新規性、進歩性＞）<https://www.youtube.com/watch?v=DIvnhbFibS0>
- ⁷ 拙稿（共著）「『発明の技術的範囲』と『発明の要旨認定』との間に、ダブルスタンダードは存在するか？」（パテント Vol. 68 No. 12、2015）
https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201512/jpaapatent201512_127-137.pdf
- ⁸ 参考：YouTube（＜用途発明の充足論＞「用途」の意義に関する 2 つの類型の区別）<https://www.youtube.com/watch?v=LJIAYRDZcYM>
- ⁹ 参考：YouTube（＜サブコンビネーションクレームの充足性＞「～に用いられる」は使用可能であれば OK。）<https://www.youtube.com/watch?v=OX7hpUIt4kU>
- ¹⁰ HP「機能的に表現されたリーチスルークレームの充足論、進歩性、サポート要件。（「PCSK に対する抗原結合たんぱく質」事件）」
https://www.nakapat.gr.jp/ja/legal_updates_jp/%E3%80%90%E7%89%B9%E8%A8%B1%E2%98%85%E3%80%91%E6%A9%9F%E8%83%BD%E7%9A%84%E3%81%AB%E8%A1%A8%E7%8F%BE%E3%81%95%E3%82%8C%E3%81%9F%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%81%E3%82%B9%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%82%AF%E3%83%AC/
- ¹¹ 拙稿「特許法上の諸論点と、『課題』の一貫通貫（サポート要件・進歩性判断における「課題」を中心として）」（パテント別冊 22 号 Vol. 72 No. 12、2019）
- ¹² YouTube（＜本件発明の課題が、何故、進歩性判断に影響するのか？＞）<https://www.youtube.com/watch?v=jIR0ckvmv3c>
- ¹³ 《本件発明と主引例との課題の相違を理由として進歩性有りとした裁判例》
平成 20 年（行ケ）第 10130 号「レーダ」、平成 20 年（行ケ）第 10096 号「回路用接続部材」、平成 21 年（行ケ）第 10361 号「耐油污れの評価方法」、平成 23 年（行ケ）10018 号「うっ血性心不全の治療へのカルバゾール化合物の利用」、平成 24 年（行ケ）第 10262 号「ガラス熔融物を形成する方法」、平成 24 年（行ケ）第 10278 号「換気扇フィルター及びその製造方法」、平成 25 年（行ケ）第 10242 号「照明装置」、平成 28 年（行ケ）第 10079 号「タイヤ」
- ¹⁴ 《本件発明と主引例との課題が相違しているが、進歩性無しとした裁判例》
平成 21 年（行ケ）第 10123 号「ベルト伝動装置」、平成 23 年（行ケ）第 10298 号「マルチレイヤー記録担体」
- ¹⁵ YouTube（＜公然実施発明に基づく新規性、進歩性＞）<https://www.youtube.com/watch?v=DIvnhbFibS0>
- ¹⁶ YouTube（＜進歩性判断における「付加」と「置換」＞容易想到性）<https://www.youtube.com/watch?v=eUH8ktGmkjQ>
- ¹⁷ 引用例に示唆が無いことを理由として進歩性を肯定した他の事例。平成 21 年（行ケ）第 10308 号、平成 21 年（行ケ）第 10386 号、平成 21 年（行ケ）第 10377 号、平成 22 年（行ケ）第 10046 号、平成 21 年（行ケ）第 10353 号、平成 22 年（行ケ）第 10072 号、平成 22 年（行ケ）第 10167 号、平成 21 年（行ケ）第 10310 号
- ¹⁸ 拙稿「パラメータ発明の進歩性判断」（日本工業所有権法学会年報 第 44 号（2021 年））215～242 頁 https://45978612-36b0-4db6-8b39-869f08e528db.filesusr.com/ugd/324a18_ed5f0d7975c342ecb2530c6041d32cc5.pdf
- ¹⁹ 訂正後～令和元年（行ケ）第 10130 号＜鶴岡＞は、進歩性及びサポート要件有り
- ²⁰ 拙稿「『容易の容易』の射程範囲（第三の公知文献の位置付け）」（パテント Vol. 71 No. 13、2018）<https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3135>
- ²¹ YouTube（＜容易の容易は容易なのか？＞）<https://www.youtube.com/watch?v=jEsA5xQJ034&t=50s>
- ²² YouTube（＜除くクレームの活用＞）<https://www.youtube.com/watch?v=MCoshkBBcRo&t=8s>
- ²³ 拙稿「令和元年 8 月 27 日最高裁判決平成 30 年（行ヒ）第 69 号「アレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤」事件―（進歩性判断における「予測できない顕著な効果」の比較対象及び位置付け）」（パテント Vol. 73 No. 1、2020）<https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3480>
- ²⁴ YouTube（＜進歩性判断と「予測できない顕著な効果」＞最高裁判決「アレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤」事件）<https://www.youtube.com/watch?v=MGFoGUi9n50>
- ²⁵ 本件のように顕著な効果を理由として進歩性が認められた場合、いわゆる用途発明と同様に当該効果を主張した場合にのみ特許権侵害となるのか、当該効果の主張と関わりなく特許権侵害となるのか、という問題が提起されている。（清水節、特許判例百選〔第 5 版〕69 事件「進歩性(5)―顕著な効果の独立要件説〔シュープレス用ベルト事件〕」）
- ²⁶ Cf. 平成 24 年（行ケ）第 10206 号は医薬用途発明。＜物質発明の進歩性が否定された裁判例＞①平成 18 年（行ケ）第 10271 号、②大地平成 21 年（ワ）第 2208 号、③平成 23 年（行ケ）第 10445 号、④平成 23 年（行ケ）第 10340 号
- ²⁷ 一次判決・平成 23 年（行ケ）第 10018 号＜飯村＞とは、逆の判決!!
- ²⁸ YouTube（＜特許「出願」価値の最大化戦略＞）<https://www.youtube.com/watch?v=SLgYliER4xo&t=0s>

ご清聴有難うございました!!

(本資料の電子データを所望される方は、下記emailにご連絡下さい。)



中村合同特許法律事務所

弁護士・弁理士・米国California州弁護士・米国Patent Agent試験合格、高石秀樹

Tel : 03-3211-3437 (直通)、E-mail : h_takaishi@nakapat.gr.jp

個人HP : <https://www.takaishihideki.com>

 [Twitter@CAL000000](https://twitter.com/CAL000000)

 <https://www.facebook.com/hideki.takaishi.5>



<https://ameblo.jp/hideki-takaishi>

 [YouTube https://www.youtube.com/channel/UCtat5mHDbIAGhozekrfeXTg](https://www.youtube.com/channel/UCtat5mHDbIAGhozekrfeXTg)

TOKYO-JAPAN
NAKAMURA & PARTNERS
PATENT TRADEMARK & LEGAL AFFAIRS